

# 公益事業分野における相互参入について

平成17年2月

公正取引委員会事務総局

## 目次

はじめに	1
第1 公益事業分野における規制改革に伴う自由化の進展と相互参入	2
1 公益事業分野における独占禁止法上の取扱い	2
(1) これまでの公益事業分野における規制	2
(2) 現在の公益事業分野と独占禁止法の適用	2
2 電気事業分野におけるこれまでの自由化の流れ	3
(1) 電気事業分野の特徴と参入規制の緩和	3
(2) 兼業規制の撤廃	4
(3) ネットワークの利用についての規制	5
3 ガス事業分野におけるこれまでの自由化の流れ	5
(1) ガス事業分野の特徴と参入規制の緩和	5
(2) 兼業規制の撤廃	6
(3) ネットワークの利用についての規制	6
4 電気通信事業分野におけるこれまでの自由化の流れ	7
(1) 日本電信電話公社の民営化, NTTの持株会社化及び参入規制	7
(2) ネットワークの利用についての規制	7
5 3分野の制度改正の比較	8
(1) 参入規制	8
(2) 兼業規制	8
(3) ネットワークの利用についての規制	9
6 自由化された分野における独占禁止法違反事例	9
第2 公益事業分野における相互参入等の実態について	15
1 電気事業分野	15
(1) 電気市場の実態	15
(2) 参入に当たって問題となる事項	16
(3) 相互参入の状況	18
2 ガス事業分野	23
(1) ガス事業分野の概要	23
(2) 一般ガス事業の概要	23
(3) 相互参入の状況	24
3 電気通信事業分野	27
(1) F T T H市場	27

( 2 ) 固定電話（加入電話）市場	31
4    3 分野における既存事業者の経営規模等の比較	34
( 1 ) 電力会社とガス会社の相互参入	34
( 2 ) 電力会社と N T T の相互参入	34
第 3 相互参入における独占禁止法上の問題点及び考え方	41
1 相互参入のメリット等	41
( 1 ) 公益事業分野における規制改革の進展	41
( 2 ) 相互参入するメリット	41
( 3 ) 経営規模の違い	42
2 これまでの相互参入に対する考え方	42
( 1 ) 現行ガイドラインにおける考え方	42
( 2 ) 電気通信事業参入に当たって付された許可条件についての考え方	42
3 検討すべき事項	43
( 1 ) 独占分野の独占力を活用した不当な利益による顧客誘引及び取引強制等	44
( 2 ) 独占分野からの内部補助による不当廉売	45
( 3 ) 独占分野の営業基盤を活用した他の事業分野での営業活動等	46
( 4 ) 独占分野における購買力を活用した他の事業分野における営業活動等	47
( 5 ) 独占分野で取得した情報の他の事業分野での利用	47
4 今後の対応	48

## 公益事業分野における相互参入について

### はじめに

電力、ガス、電気通信事業では、それぞれの分野における自由化の進展に伴って、事業者の新規参入が進展しており、それに加えて、電力と電気通信、電力とガス等の公益事業者間の相互参入が進展し、複数の事業分野にまたがる事業活動が展開されているところである。

電力、ガス事業においては、依然として独占分野が存在することに加え、自由化分野においても既存事業者が引き続き高いシェアを有している。また、電気通信事業分野については、引き続き東日本電信電話(株)（以下「NTT東日本」という。）及び西日本電信電話(株)（以下「NTT西日本」という。）が大きなシェアを有している。

新規参入が容易に進展しない要因を考えた場合、ネットワーク関連以外では、公益事業分野の既存事業者は、独占が認められていたために圧倒的に大きな経営規模、営業資源を有しているということが挙げられる。

したがって、これらの事業分野における競争を促進するためには、他の事業分野に参入するに当たって設備面（LNG基地、光ファイバ網等）で他の新規参入者と比較して優位性があり、経営規模の大きい、他の公益事業分野の既存事業者の参入が促進されることは望ましいと考えられる。

しかしながら、これらの公益事業分野の自由化の進展度合いは様々で市場の競争実態も異なり、相互参入に伴って競争上の弊害が生じる可能性があることから、独占禁止法上の考え方を明らかにする必要がある。

なお、規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）においても、複数の公益事業分野における公正競争ルールの整備を行うことが課題とされている。

## 第1 公益事業分野における規制改革に伴う自由化の進展と相互参入

### 1 公益事業分野における独占禁止法上の取扱い

#### (1) これまでの公益事業分野における規制

ここでの公益事業分野とは、実際に相互参入が行われているという観点から、電気、ガス、電気通信事業分野に絞ることとし、これらの分野についてのこれまでの独占禁止法上の取扱いについて概観する。

(注) 現時点で相互参入が生じているのは、電気事業者のガス事業分野及び電気通信事業分野への参入、ガス事業者の電気事業分野への参入並びに電気通信事業者の電気事業分野への参入であり、電気事業者の他分野への参入が中心となっている。

規制改革以前においては、電気事業では、発送電一貫体制で供給区域内で独占的な供給を行うことができる一方、料金は当時の電気事業法による認可制に、ガス事業でも、不特定多数の需要家に対し導管を通じて供給する都市ガス事業は、供給区域内で独占的な供給を行うことができる一方、料金は当時のガス事業法による認可制となっていた。また、電気通信事業においては、日本電信電話公社による独占体制になっており、料金は公衆電気通信法に定められていた。

ところが、電気、ガス事業においては、1990年代ころから、料金の内外価格差、事業の高コスト構造などに対して各方面から強い批判が行われるようになり、通商産業省(当時)においてもこれらの状況を踏まえ、電気及びガス事業の制度改革を行い、平成7年に、改正電気事業法及び改正ガス事業法が施行され、自由化が進められることとなった。

電気通信事業については、昭和60年に、法律に基づき電気通信事業を独占していた日本電信電話公社が民营化され、日本電信電話(株)(以下「NTT」という。)となるとともに、新規参入を認めるなどの大幅な規制改革が行われた。その後、NTTについては、更に電気通信事業分野の競争を促進する等の観点から、平成11年に、持株会社としてのNTTの下に、地域通信を担当するNTT東日本とNTT西日本及び長距離通信を担当するNTTコミュニケーションズ(株)に分割された。

#### (2) 現在の公益事業分野と独占禁止法の適用

自然独占とされていた公益事業分野については、かつては独占禁止法旧第21条において「この法律の規定は、鉄道事業、電気事業、瓦斯事業その他その性質上当然に独占となる事業を営む者の行う生産、販売又は供給に関する行為であつてその事業に固有のものについては、これを適用しない。」と規定されていた。前記のような公益事業分野の規制改革の動きを受けて、公正取引委員会においても、平成12年に、自然独占について定める独占禁止法旧第21条は、電気、ガ

ス事業等の固有の事業については、その事業の性質から当然に独占が伴うものとして設けられたものと考えられるが、その後の技術革新や規制改革の推進等を踏まえた制度改革によって、こうした分野においても競争が現実に行われるようになりつつあり、競争がないことを前提としてきた同条の規定は不適切となっているとの考え方を受けて、その削除を内容とする独占禁止法の改正を行った。

このように、自由化が進められ競争が導入された公益事業分野においては、自由化後においても、従来独占的な地位を与えられていた既存事業者が独占力を持った事業者として存在しているところ、これらの事業分野における競争制限行為の未然防止や公正かつ自由な競争を促進する観点から、公正取引委員会では、平成11年12月に電気事業について、平成12年3月にガス事業についてそれぞれ通商産業省（当時）と共同して、また、電気通信事業については平成13年11月に総務省と共同して、それぞれ具体的にどのような行為が独占禁止法上あるいは事業法上問題となるかを示した指針を作成し、その後、必要に応じて改定を行うことにより、事業者に対して何が違反行為であるかの事前の予測可能性を高め、コンプライアンスの向上を求めてきている。

しかしながら、これまで相互参入という観点からの独占禁止法の検討は必ずしも十分に行われていないことから、今般、各事業分野の競争状況を把握した上で、相互参入における独占禁止法上の課題について検討を行うこととした。

## 2 電気事業分野におけるこれまでの自由化の流れ

### (1) 電気事業分野の特徴と参入規制の緩和

電気事業については、典型的な公益事業として、事業法により一定区域での供給の独占的地位を認めるとともに、その弊害を防止するため、電力会社に供給義務を課し、料金規制その他の事業規制を行う必要があると考えられてきた。

しかしながら、1990年代ころから電気事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気事業の問題点として、供給区域内で事実上独占的地位が認められていることから効率化インセンティブが十分機能していないおそれがあり、内外価格差の存在はその端的な現われではないかとの指摘がなされるようになり、参入規制の緩和や競争条件の整備により、競争を導入した方がより効率的になるのではないかと考えられるようになった。

このような流れを受け、平成7年に電気事業法の改正により、卸電気事業に係る参入許可の原則撤廃などの発電部門への新規参入の拡大、電力会社以外の自前の発電設備と送配電設備を持つ事業者が、特定地域の電力需要家に直接電気を売ることができる制度の導入（特定電気事業）などが行われた。

その後、平成11年の電気事業法の改正で、電力小売について、特別高圧需要家（特別高圧電線路から受電し、契約電力が原則2,000kW以上の需要家）

に対して、電力会社以外の供給者による電気の供給を可能とする特定規模電気事業制度が導入され、電力会社の販売電力量の約26%が自由化された。この制度改革を受けて、実際に平成12年8月に電気の小売分野に新規事業者の参入が行われた。

また、平成16年4月から、電力小売の自由化範囲が、特別高圧又は高圧電線路から受電し、契約電力が原則として500kW以上の需要家への供給にまで拡大され、電力会社の販売電力量の約40%が自由化された。自由化範囲は、平成17年4月から、特別高圧又は高圧電線路から受電し、契約電力が原則として50kW以上の需要家への供給まで拡大されることとなっている。平成15年度では9事業者が特定規模電気事業者（以下「PPS」という。）として実際に供給を行っており、平成16年11月現在、16事業者がPPSとして届出を行っている。

## （2）兼業規制の撤廃

平成11年の電気事業法改正により、許可制となっていた電力会社の兼業規制が撤廃された。電力会社は、その事業が公益性を有していることから、本業である電気事業の遂行に専念すべきであって、いたずらに他の事業を行い経営の悪化を招くことになっては、電気の需要者の利益を確保できないとの趣旨から、電力会社が他の事業を行う場合には許可が必要とされていた。しかしながら、制度改革などにより電気事業を巡る環境が変化し、経営資源の適切な有効活用を電力会社の自主的判断に任せられた方が、電気事業の健全な発展に資するとの判断から兼業規制が撤廃されたものである<sup>1</sup>。

また、電力会社は、電気事業法第34条により会計を整理することが義務付けられており、その具体的な内容は電気事業会計規則に委ねられている。その中で、電気事業と附帯事業（電気事業以外の事業）について、勘定科目の分類等が定められている。

（注）平成15年の電気事業法の改正で、同法第34条の2に特定規模需要とそれ以外の一般の需要に応ずる電気の供給に係る業務及びそれ以外の業務について会計を整理することとされた（平成17年4月施行）。

兼業規制の廃止を受けて、電力会社本体によるガス事業、電気通信事業への参入が行われているが、平成14年に東京電力㈱及び中部電力㈱が電気通信事業に参入する際には、電気通信事業法に基づき、公正競争確保の観点から電気事業と電気通信事業の情報遮断や会計整理などの条件を付されている。

電力会社の出資先については、事業法上の規制はなく、兼業規制廃止以前から

---

<sup>1</sup> 電力構造改革（資源エネルギー庁公益事業部編）

関連会社を通じて電気通信事業等への参入が行われている。

### (3) ネットワークの利用についての規制

平成11年の電気事業法改正により、電力小売の一部自由化と同時に、送配電ネットワークを保有する電力会社に対して、新規参入者との接続義務と、接続料金及びその他の供給条件について接続供給約款を定めて経済産業大臣に届け出る義務が課されている。接続供給料金の算定方法については接続供給約款料金算定規則において定められている。また、電気事業会計規則において会計を整理することとされている。

さらに、平成15年の電気事業法の改正において、電力会社の有するネットワーク部門の公平性・透明性を確保する観点から、ネットワークへのアクセスについて差別的取扱いの禁止、ネットワーク部門で得た情報の目的外利用の禁止等を規定、電力会社の供給区域をまたいで送電する際に課金される仕組み（振替供給料金）の廃止などが行われた。

## 3 ガス事業分野におけるこれまでの自由化の流れ

### (1) ガス事業分野の特徴と参入規制の緩和

ガス事業は、ガス事業法による規制が及んでいる一般ガス（都市ガス）事業及び簡易ガス事業のほか、ガス事業法の規制の及ばない液化石油ガス（LPガス）販売事業に区分されてきた。このうち、一般ガス事業は、前記のとおり電気事業と同様に典型的な公益事業として、事業法により供給区域での独占的な供給を行うことができる一方、料金規制や供給区域内の需要家に対する供給義務が課せられていた。

しかしながら、天然ガス導入の進展に伴い工業等の需要において都市ガスの需要が高まる等一般ガス事業の環境が変化する中、一般ガス事業については供給区域内で事実上独占を認められており効率化インセンティブが十分機能していないこと、内外価格差や高コスト構造に加えて内々価格差が存在すること等が指摘され競争を導入による効率化が求められるようになった。

このような流れを踏まえ、平成6年にガス事業法の改正が行われ、都市ガスを扱う一般ガス事業者による供給区域外への大口供給（年間契約ガス使用量200万m<sup>3</sup>以上の大口需要家への供給）及び一般ガス事業者以外の者（大口ガス事業者）による大口供給（大口ガス事業）を可能とする大口供給制度の導入、原則として大口需要家とガス供給者との間の交渉による自由な料金設定を可能とするなどの制度改革が行われた。これによって、全需要の約36%が自由化された。

その後、平成11年の制度改正により大口供給の範囲が年間ガス使用量100

万m<sup>3</sup>以上に拡大され、自由化範囲は全需要の約40%に、さらに、平成16年4月改正時には50万m<sup>3</sup>以上にまで拡大され、自由化範囲は全需要の約44%まで拡大された。これらの制度改革により、平成8年に新規参入者による供給が開始され、平成16年11月現在15事業者の新規参入が行われている。

## (2) 兼業規制の撤廃

平成11年のガス事業法改正により、同法第12条で許可制となっていた一般ガス事業者の兼業規制が撤廃された。なお、電気事業と違いガス事業においては、規制撤廃前も、同法第12条ただし書きにより許可なく行える事業について規定されており、ガス事業法施行規則において、副産物の販売、ガス器具の販売等が認められていた。この兼業規制の廃止後、大手都市ガス事業者による電気事業への参入が行われている。

また、一般ガス事業者にはガス事業法第26条の2により大口供給、それ以外の一般の需要に応ずるガスの供給に係る業務及びそれ以外の業務に会計を整理することが義務付けられており、その具体的な内容はガス事業会計規則に委ねられている。

一般ガス事業者の出資先については、事業法上の規制はなく、大手都市ガス事業者が関連会社を通じて電気事業に参入している。

## (3) ネットワークの利用についての規制

ガス導管は、ガス供給において必要不可欠な設備であり、その敷設場所に制約があることから、新規参入者に一般ガス事業者の保有する導管を利用させる、いわゆる託送が重要であるが、一般ガス事業者以外の大口供給が認められた平成6年のガス事業法改正においては、一般ガス事業者への託送義務付けは行われず、大手3社が自主的に託送ルールを公表することとなった。

その後、平成11年のガス事業法改正時に指定一般ガス事業者（東京ガス(株)、大阪ガス(株)、東邦ガス(株)、西部ガス(株)の大手4社）に対して、従来の自主的な取組ではなく、接続（託送）供給義務を課し、接続供給約款の作成・届出・公表を義務付けた。

さらに、平成15年のガス事業法改正において、託送供給義務をすべての一般ガス事業者に拡大、一定基準のガス導管を設置しガスを供給する者を新たにガス導管事業者として位置付け託送供給を義務付け、導管ネットワーク部門の公平性・透明性確保のため、差別的取扱いの禁止等の制度改革が行われた。

一方、我が国は国内ガス供給の大半を海外からの液化天然ガス（LNG）の輸入に依存しており、LNG基地はガス導管ネットワークの起点となっていることから、LNG基地の第三者による利用を促進することは新規参入の促進やガスの

調達源の多様化に資するものである。しかしながら、LNG基地の建設容易性や余力の開示方法の困難性の点でガス導管ネットワークとは性格が異なる面があるということで、事業法において第三者に利用させることの義務付けは行われず、LNG基地保有者と利用を希望する者との相対交渉により利用を促進することとされた。ただし、相対交渉とはいえ、LNG基地の第三者利用を促進するために、LNG基地保有者は交渉の前提や交渉を行うルールを明確にするための要領等を策定すること等が、平成16年8月に改定された「適正なガス取引についての指針」に盛り込まれた。また、LNG基地事業者が、ガス事業者からの利用の申出に対して、他のガス事業者に利用させることが可能な状況において、不当にこれを拒否し又は不当に交渉期間を引き延ばすこと等により事実上利用を拒否し、当該ガス事業者の事業活動を困難にさせることは独占禁止法上違法となるおそれがある旨盛り込まれている。

#### 4 電気通信事業分野におけるこれまでの自由化の流れ

##### (1) 日本電信電話公社の民営化、NTTの持株会社化及び参入規制

昭和60年の電気通信事業制度改革は、電気通信市場の全分野に競争原理を導入するとともに、日本電信電話公社を民営化する抜本的な制度改革であった。これを受けて、昭和62年に、第二電電、日本テレコム、日本高速通信の長距離系3社による市外電話サービスが開始された。

また、平成11年には更に電気通信事業分野の競争を促進する観点から、NTTは持株会社としてのNTTの下に、地域通信事業を行うNTT東日本及び西日本（以下「NTT東西」という。）の2社及び長距離通信事業を行うNTTコミュニケーションズ(株)に再編された。

持株会社としてのNTT及びNTT東西については、電気通信事業法以外に、NTT法により、それぞれ業務範囲が限定され、ユニバーサルサービスの確保が責務とされ、電気通信事業分野以外への進出については認可が必要となっている。

また、出資先については法律上、規制は設定されていない。現在のところ、NTT東西による他の公益事業分野への参入は行われていないが、NTTの子会社である、(株)NTTファシリティーズが出資している(株)エネットが電気事業に参入している。

##### (2) ネットワークの利用についての規制

平成9年の制度改正において、ネットワーク設備を保有する事業者に接続義務を課すとともに、一定規模のネットワーク設備を保有する事業者に対して接続約款の作成・公表義務を課す等の接続ルールを制度化した。

また、平成13年には、市場支配力を有する電気通信事業者の反競争的行為

を防止，除去するための規制の導入，電気通信設備の接続等に関する電気通信事業者間の紛争等の円滑かつ迅速な処理を図るための電気通信事業紛争処理委員会の設置等を内容とする電気通信事業法の改正が行われた。

その後，今日のインターネットの急速な展開や，F T T H（注）等の既存のN T Tの回線網に依存しないネットワークが構築されてきたこと等の電気通信事業の市場構造の変化を踏まえて，平成15年の電気通信事業法改正では，電気通信設備の有無に着目した事業区分の廃止，参入規制は許可制を廃止して，登録制・届出制へ移行，サービスの提供に係る規制について，料金・契約約款の作成義務を原則廃止等の制度改正が行われた。

（注） F T T H（Fiber to the home）とは，光ファイバケーブルを直接加入者宅に引き込み，加入者に高速なデータ伝送を提供するもの（集合住宅の共用部分まで光ファイバを引き込み，各家庭までは既存の電話回線を利用するものを含む。）

## 5 3分野の制度改正の比較

上記のように，電気，ガス，電気通信事業分野における制度改正については，自由化の進展度合い及び内容に違いがみられ，それらをまとめると以下のとおりである。

### （1）参入規制

参入規制緩和の推移については，電気通信事業分野は昭和60年に参入が自由化され，ガス事業分野については平成7年に一部の大口需要家向けの供給への参入が自由化され，電気事業分野については平成12年に特定規模需要家向けの供給の一部が自由化された。また，電気通信事業分野においては，完全に参入が自由化されているが，電気及びガス事業分野においては，自由化範囲の拡大は段階的に行われているものの，現在も非自由化分野が残されているなど，これら3分野における参入の自由化については，その進展のスピードに違いがみられる。

### （2）兼業規制

現在，電気，ガス事業分野においては，兼業規制はなく，本体業務とその他業務との会計分離についてそれぞれの事業法で規定されている。また，出資先についての制限もない。

一方，電気通信事業分野においては，N T T法において，N T TについてはN T T東西の株式の引受け及び保有等，N T T東西についてはそれぞれ定められた区域における地域電気通信業務等，それぞれ業務範囲が定められており，それ以外の業務を行う場合には総務大臣の認可を受ける必要があるが，出資先についての制限はない。

### (3) ネットワーク利用についての規制

ネットワークを保有する事業者に対する規制は、電気及びガス事業分野ともにネットワーク保有事業者に対して接続義務と託送供給約款の届出義務及び会計分離が課されている。電気通信事業分野においては、ネットワーク保有事業者に対して接続義務が課されるとともに、そのうちNTT東西に対して接続約款の認可、(株)NTTドコモに対しては届出義務が課されており、また、NTT東西にはネットワーク接続に関して会計分離が課されている。

また、電気及びガス事業分野においては、これら事業者はネットワーク利用における差別的取扱い及び情報の目的外利用が禁止されている。電気通信事業分野においても、NTT東西と(株)NTTドコモに対してネットワーク利用における差別的取扱いの禁止及び情報の目的外利用の禁止等の行為規制が課されている。

なお、電気通信事業分野においては、接続等に関する事業者間の紛争を処理するため電気通信事業紛争処理委員会が設置されているが、電気及びガス事業分野においては、これに相当するような紛争処理機関は設置されていない。

## 6 自由化された分野における独占禁止法違反事例

公正取引委員会では、このような電気、ガス、電気通信事業分野における累次の制度改正を踏まえ、これらの分野における公正かつ自由な競争の促進を図る観点から、平成13年4月に「IT・公益事業タスクフォース」を設置した。これにより、違反行為に対する監視を強化し、既存事業者による新規事業者の参入阻害行為などの独占禁止法違反が認められた場合には厳正に対処することとしている。

これまで上記分野について、勧告及び警告が行われているのは、電気事業分野1件、電気通信事業分野4件でそれらの概要は以下のとおりである。

電気事業分野における事例としては、平成14年6月に、北海道電力(株)に対して、電力供給事業において新規参入者を排除するおそれがある長期契約を締結する<sup>2</sup>などした行為が私的独占に当たるおそれがあるとして警告を行った。

電気通信事業分野における事例としては、平成12年12月に、NTT東日本が、相互接続協定を締結して加入者回線への接続を希望するDSL事業者に対して、DSLサービスへの新規参入を阻害し、DSL事業者の円滑な事業活動を困難にさせ、DSL事業者の競争上の地位を著しく不利にしていた疑いがあり、独占禁止法第3条に定める私的独占の禁止に違反するおそれがあるとして、今後、同様の行為を行わないよう警告を行った。

---

<sup>2</sup> 途中解約した場合に違約金の支払いを義務付ける契約で、事業撤退による契約解消の場合は対象外とし、新規参入者に契約先を切り替えた場合には支払いを求めることとしていた疑い。

また、平成13年12月には、NTT東日本及びNTT西日本が、ADSLサービスの提供に際し、保安器の取替工事及びメタルケーブルへの収容替工事について、自社のユーザーに係るものについては無料で行っていたにもかかわらず、競争事業者のユーザーに係るものについては有料で行っていた疑いがあり、独占禁止法に定める不公正な取引方法（不当な顧客誘引又は取引妨害に該当）の禁止に違反するおそれがあるとして、今後、同様の行為を行わないよう警告を行った。

平成15年12月に、NTT東日本が、自社が販売するFTHサービスの提供について、他の電気通信事業者の新規参入を妨害することにより、戸建て住宅向けFTHサービス市場の競争を制限していた行為が、独占禁止法第3条に定める私的独占の禁止に違反するものとして勧告を行ったが、これについては、応諾されなかったことから、現在、審判が行われている。その際、併せて、NTT東日本に対して、他の電気通信事業者から申込みを受けたADSL等の開通工事の際に、工事施工会社をして、他の電気通信事業者とその契約者の取引を不当に妨害している疑いがあり、今後、同様の行為を行わないよう警告を行った。

( 図表 1 - 1 ) 制度改正の流れ

主な改正事項		
電気事業	ガス事業	電気通信事業
<p>平成 7 年 1 2 月 卸電気事業について、一定の規模を除いて許可制の廃止</p>	<p>平成 7 年 3 月 大口供給制度の創設による小売部分自由化（許可）</p>	<p>昭和 6 0 年 4 月 電気通信事業の参入自由化（第一種許可，第二種届出） N T T 設立</p>
<p>平成 1 2 年 3 月 特定規模電気事業創設による小売部分自由化（届出） 小売自由化に伴う接続供給ルールの整備（一般電気事業者に接続供給義務） 兼業規制の撤廃</p>	<p>平成 1 1 年 1 1 月 小売自由化に伴う接続供給ルールの整備（指定一般ガス事業者に接続義務） 兼業規制の撤廃</p>	<p>平成 9 年 1 1 月 市場支配的な事業者に対する接続ルールの導入（非対称規制の導入） 第一種電気通信設備の需給調整条項の廃止</p> <p>平成 1 1 年 7 月 N T T の再編（東西地域会社と長距離会社）</p>
<p>平成 1 7 年 4 月 接続に関する禁止行為の導入</p>	<p>平成 1 6 年 4 月 託送ルールの整備（すべての一般ガス事業者及びガス導管事業者に託送供給義務，接続に関する禁止行為の導入） 大口供給の許可制を届出制に緩和</p>	<p>平成 1 3 年 1 1 月 市場支配的な事業者に対して接続に関する禁止行為の導入（非対称規制の整備）</p> <p>平成 1 6 年 4 月 第一種・第二種の事業区分の廃止と参入規制の緩和（登録（回線を設置するもの），届出（小規模の回線を設置するもの））</p>

( 図表 1 - 2 ) 現行のネットワーク規制

	電気事業法	ガス事業法	電気通信事業法	
			固定電話	携帯電話
接続対象となる設備	<p>一般電気事業者が維持・運用する電線路。</p> <p>(注) P P S は届出により, 自らが維持・運用する電線路により特定規模電気事業を営むことができる。(一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を著しく阻害する場合には届出に対する変更命令又は中止命令が発動される。)</p>	<p>一般ガス事業者及びガス導管事業者の導管。</p>	<p>各都道府県における加入者回線数のシェアが50%以上である電気通信事業者が設置する伝送路設備及び交換設備等。</p>	<p>各都道府県における加入者回線数のシェアが25%以上である電気通信事業者が設置する伝送路設備及び交換設備等。</p>
接続主体	<p>一般電気事業者</p>	<p>一般ガス事業者, ガス導管事業者</p>	<p>NTT 東日本及びNTT 西日本</p>	<p>(株)NTT ドコモ</p>
接続設備の利用者の義務	<p>電気の需要に合わせて発電を行わなければならない(同時同量の義務)。</p>	<p>ガスの需要に合わせて供給を行わなければならない(同時同量の義務)。</p>		

	電気事業法	ガス事業法	電気通信事業法	
			固定	携帯
接続義務の方法等	<p>接続供給約款の届出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金については接続供給約款料金算定規則により算定方法が決められている。</li> <li>・問題があれば変更命令が発動される。</li> </ul>	<p>託送供給約款の届出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金についてはガス事業託送供給約款料金算定規則により算定方法が決められている。</li> <li>・問題があれば変更命令が発動される。</li> </ul>	<p>接続約款の認可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続約款の認可にあたっては情報通信審議会に諮問されている。</li> </ul>	<p>接続約款の届出</p>
接続に関する禁止行為等	<p>情報の目的外利用の禁止 差別的取扱いの禁止</p> <p>(注) 禁止行為が行われた場合、当該行為の停止又は変更命令が発動され、命令に違反したものには罰則が科せられる。</p>	<p>情報の目的外利用の禁止 差別的取扱いの禁止</p> <p>(注) 禁止行為が行われた場合、当該行為の停止又は変更命令が発動され、命令に違反したものには罰則が科せられる。</p>	<p>情報の目的外利用の禁止 (NTT東西, ㈱NTTドコモ)</p> <p>特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い及び不当に不利な取扱い等の禁止 (NTT東西, ㈱NTTドコモ)</p> <p>他の電気通信事業者, 電気通信設備の製造販売業者の業務に対する不当な規律及び干渉の禁止 (NTT東西, ㈱NTTドコモ)</p> <p>他の電気通信事業者に対する設備情報の提供に関して, 特定電気通信事業者に比して不利な取扱いの禁止 (NTT東西)</p> <p>他の電気通信事業者からの販売受託条件に関して, 特定電気通信事業者に比して不利な取扱いの禁止 (NTT東西)</p> <p>(注) 禁止行為が行われた場合, 当該行為の停止又は変更命令が発動され, 命令に違反したものには罰則が科せられる。</p>	

( 図表 1 - 3 ) 兼業規制と会計分離

	電力会社	ガス会社		NTT
兼業規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兼業規制なし</li> <li>・出資は自由</li> <li>・電力会社が本体で電気通信事業に参入するにあたっては、条件が付されている(注1)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兼業規制なし</li> <li>・出資は自由</li> </ul>	持株会社規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT法第2条第1項に掲げる業務以外の業務を行うには総務大臣の認可を受けなければならない(注2)。</li> <li>・出資は自由</li> </ul>
会計分離	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定規模需要に応ずる電気の供給に係る業務(自由化分野)」,「一般の需要に応ずる電気の供給に係る業務(非自由化分野)」,「それ以外の業務(電気以外の事業)」に区分した会計整理</li> <li>・託送供給の業務その他の変電,送電及び配電に係る業務に関する会計の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大口供給に係る業務(自由化分野)」,「一般の需要に応ずるガスの供給に係る業務(非自由化分野)」,「それ以外の業務(ガス事業以外の業務)」に区分した会計整理</li> <li>・託送供給の業務及びこれに関連する業務に関する会計の整理</li> </ul>	地域会社規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域電気通信業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行うには総務大臣の認可を受けなければならない。</li> <li>・出資は自由</li> <li>・指定電気通信設備との接続等に関する会計整理</li> </ul>

(注1) 電力会社が本体で電気通信事業に参入する際付された条件

電柱等の公平利用

電柱等貸与部門の情報の他部門への提供禁止

電気事業の営業基盤の排他的活用の禁止

電柱等の貸与の状況の公表

電気事業部門と電気通信事業部門の組織等の分離

電気事業部門と電気通信事業部門の会計整理

(注2) NTT法(抜粋)

(事業)

第二条 会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

一 地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をすること。

二 地域会社に対し、必要な助言、あつせんその他の援助を行うこと。

三 電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務

## 第2 公益事業分野における相互参入等の実態について

### 1 電気事業分野

#### (1) 電気市場の実態

##### ア 電気市場の概要

電気市場においては、平成12年3月に契約電力2,000kW以上の特別高圧需要への電気供給に電力会社以外の参入が自由化された。その後、平成16年4月からは、契約電力500kW以上の高圧需要まで自由化範囲が拡大され、平成17年4月からは、契約電力50kW以上の高圧需要まで拡大されることになっている(図表2-1-1)。

平成15年度の自由化対象範囲である特定規模需要の販売電力量実績は、約2191億kWhで、総販売電力量約8383億kWhの26.1%となっている。

##### イ 参入の実態

###### (ア) 参入事業者

電気市場へのPPSの参入時期を届出時の事業開始予定時期でみると、平成12年8月を初めに平成12年度2社、平成13年度4社、平成14年度2社、平成15年度1社となっており、平成16年7月時点で供給を行っているのは10事業者となっている(図表2-1-2)。なお、平成16年11月8日時点でPPSの届出を行っているのは16事業者となっている。

PPSを出資会社や本業の業種別でみると、(株)エネット(株)NTTファシリティーズ、東京ガス(株)、大阪ガス(株)出資)、大阪ガス(株)や新日本石油(株)などのガス・石油といった他のエネルギー事業分野からの参入、ダイヤモンドパワー(株)(三菱商事(株)子会社)、丸紅(株)、サミットエナジー(株)(住友商事(株)子会社)、(株)ジーティーエフ研究所(三井物産(株)出資)などの商社系の参入、新日本製鐵(株)、大王製紙(株)などの自家発電設備を保有する製造業等からの参入が行われている(図表2-1-3)。

###### (イ) 販売電力量シェア

平成15年度におけるPPSの総販売電力量は、約40億kWhで自由化された特定規模需要におけるその販売電力量シェアは1.8%(前年度は0.7%)と低く、引き続き電力会社が圧倒的なシェアを有している(図表2-1-4)。

PPSの中での販売電力量は、平成15年度においては、(株)エネットが約45%、ダイヤモンドパワー(株)が約24%と他のPPSに比べて突出しており、PPS事業者間でも格差がある(図表2-1-5)。

## (2) 参入に当たって問題となる事項

### ア 電力会社への依存関係

PPSは、需要家に電気を供給するに当たり、自社が調達した発電設備を電力会社の送配電ネットワークに連系し需要家に供給する必要があり、それに伴って以下のような点で電力会社に依存することになる。

#### (ア) しわとり及び事故時バックアップ

PPSは、送配電ネットワーク運用の安定のため、需要家の電気の使用量に合わせて発電を行う(同時同量)義務があり、そのため電力会社から3%以内の同時同量未達分の供給(以下「しわとりバックアップ」という。)を、また、発電設備の事故時の供給(以下「事故時バックアップ」という。)を受ける必要がある。これらについては、新規参入に当たって不可避免的に発生するものであり、送配電ネットワークを運用している電力会社以外にこのようなバックアップを行うことができない状況にある。その料金及び供給条件については電気事業法上、託送に付随するものとして接続供給約款で定め経済産業大臣に届け出ることになっており、その算定方法は接続供給約款料金算定規則により定められている。

(注1) しわとりバックアップとは、PPSの発電量が需要家の需要量を下回る場合に、電力会社が30分以内に3%以内の不足分の電気の供給を行うことをいい、また、事故時バックアップとは、PPS側の発電設備の事故による電気の不足分を電力会社がPPSに供給することをいう。

(注2) 上記の記述は平成17年2月現在の制度に基づいており、平成17年4月以降はバックアップに関する制度は変更されることとなっている。

#### (イ) アンシラリーサービス

電力会社の送配電ネットワークの安定のために、PPSは発電設備を送配電ネットワークに接続した場合に周波数安定等の電気品質を維持するサービス(アンシラリーサービス)を電力会社から受けることになる。アンシラリーサービス料金については、託送に付随するサービスとして、そのコストはPPSが電力会社に支払う託送料金の中に含まれている。

#### (ウ) 常時バックアップ

PPSは、上記の託送供給に関連するバックアップのほかに、一般的に需要家への電気の供給量の一部を継続的に電力会社から卸売(常時バックアップ)を受けて需要家に供給している。現状では、このような卸売に対応できるのは十分な供給余力がある電力会社以外に見いだすことは困難な状況にあり、PPSは電力会社に依存せざるを得ない状況にある。

常時バックアップの料金については、料金規制はないが「適正な電力取引についての指針」において小売における標準メニューと整合的な料金が設定されることが望ましいとされている。

(注) 常時バックアップと同様の機能を有するものとして部分供給(P P Sと電力会社が、一需要場所に対して同一の引込線を通じて供給すること)があるが、現在はほとんど行われていない。

## イ 料金面

自由化分野におけるP P Sのシェアが伸びない理由として、P P Sからのヒアリングによると、電力会社の小売料金の累次の値下げによる価格競争激化及び電力会社の設定する特別高圧用と高圧用の託送料金差と電力会社の小売料金差の問題が挙げられた。

自由化分野の平均料金単価の推移をみると、平成12年4月から6月の料金は特別高圧産業用で10.67円、特別高圧業務用が17.08円であったが、その後料金は低下してきており、平成16年1月から3月は特別高圧産業用が9.98円(6.5%減)、特別高圧業務用が13.64円(20.1%減)となっている。このため、参入したP P Sは、当初に比べて低い価格で競争せざるを得ない状況となっている(図表2-1-6, 2-1-7)。

(注) P P Sが参入している分野は、電力会社の料金単価が相対的に高い特別高圧業務用中心となっている。

また、平成16年4月から自由化範囲は500kW以上の高圧需要まで拡大されたが、電力調査統計月報(平成16年7月)によると、P P Sの月次販売電力量は6億5280万kWhであるが、そのうちほとんどの6億2478万kWhが特別高圧需要となっており、高圧需要への参入はほとんど進んでいない状況にある。ヒアリングによると、この要因として電力会社の託送料金は、高圧用が特別高圧用に比べて2円程度高く設定されているが、電力会社の小売料金は、高圧用と特別高圧用の差が1円程度しかないことからP P Sとして利益の確保が難しいことが挙げられている。<sup>3</sup>

(注) ここでの託送料金は、託送料金のうち、しわとりバックアップ及び事故時バックアップを除いた送電サービス料金のことを指す。現在の1kWh当たりの送電サービス料金の平均は、東京電力(株)の場合、特別高圧2.64円、高圧4.99円、関西電力(株)の場合、特別高圧2.60円、高圧5.21円となっている。

---

<sup>3</sup> 第18回電気事業分科会において、委員から同様の発言がなされている。

### (3) 相互参入の状況

前記のとおり、ガス事業分野からは、大阪ガス(株)及び(株)エネット(東京ガス(株)、大阪ガス(株)、(株)NTTファシリティーズが出資)が、それぞれPPSとして届出を行っているが、平成16年7月時点で実際に需要家に供給しているのは(株)エネットのみである。

その他、東京ガス(株)は子会社の(株)東京ガスベイパワーを通じて、大阪ガス(株)については自社で、それぞれ(株)エネットに電力を卸供給しており、また、広島ガス(株)は、同社工場内に設置した天然ガスコージェネレーションシステムにより発電された余剰電力をPPSである新日本製鐵(株)に卸供給している。

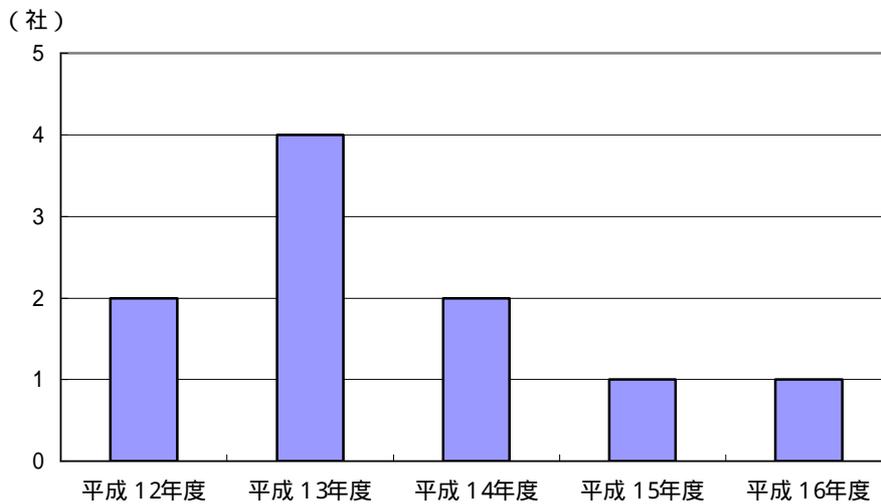
(図表 2 - 1 - 1) 自由化の範囲拡大の流れ

時期	自由化対象範囲	対象需要家	需要家数 (件)	使用電力量 (kWh)	自由化範囲 (%)
平成12年3月	特別高圧 (契約電力2,000kW以上)	産業用(大規模工場)	約0.9万	2122億	約26
		業務用(デパート, ホテル, オフィスビル, 病院, 大学)			
平成16年4月	高圧 (契約電力500kW以上)	産業用(中規模工場)	約2万	725億	約40
		業務用(スーパー, 中小ビル)	約2万	430億	
平成17年4月	高圧 (契約電力50kW以上)	産業用(小規模工場)	約27万	700億	約63
		業務用(スーパー, 中小ビル)	約43万	1162億	

(注) 数値は平成13年度, 自由化範囲は販売電力量ベースの累計

経済産業省HP等より作成

(図表 2 - 1 - 2) PPS 参入時期(平成16年7月末時点)



平成16年7月末時点で供給しているPPSの参入時期。

「参入時期」は特定規模電気事業者としての届出時の事業開始予定時期とした。

なお, 平成16年11月8日までにPPSの届出を行っているのは16事業者。

経済産業省HP及び電力調査統計月報より作成

( 図表 2 - 1 - 3 ) P P S 一 覧 ( 平 成 1 6 年 1 1 月 8 日 時 点 )

	事業者名	出資者
1	ダイヤモンドパワー(株)	三菱商事(株)
2	丸紅(株)	
3	イーレックス(株)	日短キャピタルグループ(株), 上田八木短資(株), 三井物産(株)等
4	新日本製鐵(株)	
5	(株)エネット	N T T ファシリティーズ(株), 東京ガス(株), 大阪ガス(株)
6	サミットエナジー(株)	住友商事(株), 住友共同電力(株)
7	大王製紙(株)	
8	(株)サニックス(注1)	
9	新日本石油(株)	
10	(株)ジーティーエフ研究所	三井物産(株), 日揮(株), 石川島播磨重工業(株)
11	大阪ガス(株)(注2)	
12	エネサーブ(株)	
13	(株)ファーストエスコ(注2)	
14	(有)太陽光発電設備(注2)	
15	光発電・グリーン電力販売機構(注2)	
16	スペクトルパワーデザイン(株)(注2)	

P P S の 届 出 順

( 注 1 ) 北海道電力(株)と卸供給契約を締結したことで特定規模需要家への供給を行っていない。

( 注 2 ) 平成 1 6 年 7 月 末 時 点 で は 特 定 規 模 需 要 家 へ の 供 給 を 行 っ て い ない。

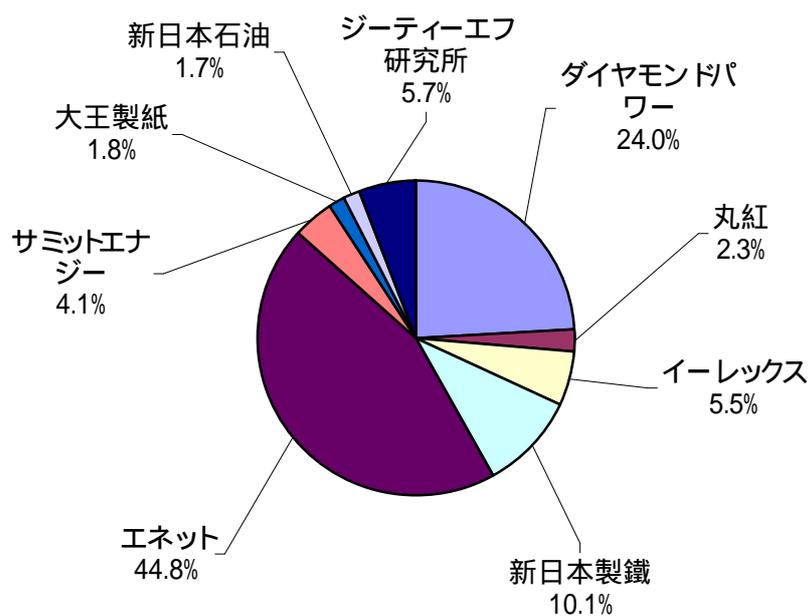
経済産業省 H P 等より作成

(図表 2 - 1 - 4) 特定規模需要における P P S 販売電力量の推移

	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度
国内総販売電力量 (百万 kWh)	824,882	843,089	838,286
特定規模需要 (百万 kWh)	212,192	217,328	219,102
PPS販売電力量 (百万 kWh)	782	1,615	3,981
特定規模需要に対する PPS占有率 (%)	0.4	0.7	1.8

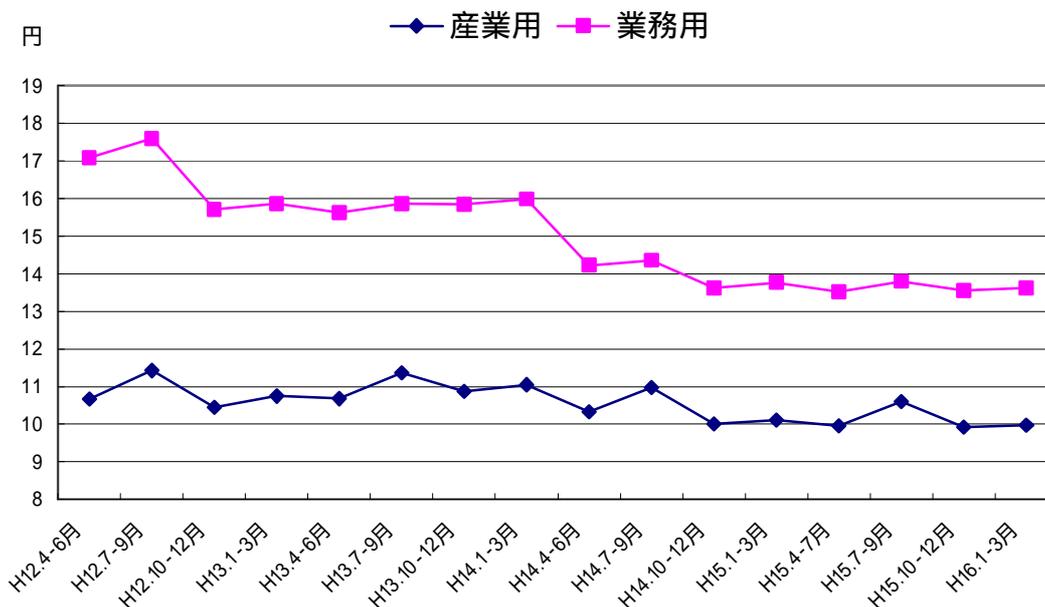
電気事業便覧より作成

(図表 2 - 1 - 5) 平成 15 年度における P P S 販売電力量シェア



電気事業便覧 (平成 16 年版) より作成

(図表 2 - 1 - 6) 自由化部門の電気料金の平均単価の推移



規制改革・民間開放推進会議HPより作成

(図表 2 - 1 - 7) 電力会社の料金改定の推移 (特別高圧 (業務用・産業用))

東京電力						
	特別高圧電力 A (業務用)			特別高圧電力 B (産業用)		
	基本料金 (円)	電力量料金 (円)		基本料金 (円)	電力量料金 (円)	
		夏季料金	その他季料金		夏季料金	その他季料金
H10.2.10	1,560	16.15	14.65	1,600	10.00	9.10
H12.3.21	1,510	15.80	14.30	1,600	10.00	9.10
H12.10.1	1,510	14.49	13.17	1,600	9.88	8.98
H14.4.1	1,510	11.75	10.68	1,600	9.35	8.50
H16.10.1	1,510	10.00	9.09	1,600	8.66	7.87

料金は標準電圧 2 万 V で供給を受ける場合のもの。

東京電力(株)HP・各種約款より作成

## 2 ガス事業分野

### (1) ガス事業分野の概要

#### ア ガス事業について

前記のとおり，需要家にガスを供給するガス事業は，規制形態により，一般ガス事業，大口ガス事業，簡易ガス事業及びL P ガス販売事業に分けられる。また，平成15年のガス事業法改正により大口ガス事業は，自営導管によりガスを供給するガス導管事業と，それ以外の大口ガス事業に分けられている。

これら事業をガスの原料でみると，いわゆる都市ガス事業である一般ガス事業は天然ガスが主原料で，簡易ガス事業及びL P ガス販売事業はL P ガスが主原料となっている。

#### イ ガスの原料について

ガスの原料のうち天然ガスは，その約96%（平成14年度）をLNGとして輸入しており，そのうち，火力発電の原料として使用する電力会社が約69%を，大手一般ガス事業者が約29%を輸入している（図表2-2-1）。

天然ガスの供給は，国内需要地の近傍に建設されたLNG基地を起点として敷設されたガス導管を通じて行われるのが中心で，LNG基地を保有していない中小一般ガス事業者は，LNG基地を保有している大手一般ガス事業者や国産天然ガス事業者からガス導管を通じてガスの供給を受けている。また，近年は，LNG基地を保有している電力会社が基地の近傍の一般ガス事業者に供給を行う動きも出てきている。

また，LNG基地の保有状況をみると，大手一般ガス事業者のほか，発電所燃料として大量の天然ガスを必要とする電力会社も保有しており，LNG基地における貯蔵容量（平成14年12月）をみると，一般ガス事業者所有が約25%，電力会社所有が約24%，一般ガス事業者と電力会社の共同所有が約32%となっており，両者の貯蔵容量は拮抗している状況にある。

L P ガスについても約76%（平成14年度）を輸入しており，残りは国内で原油が精製されるプロセスで生産されている。L P ガスの流通は，元売会社から卸売業者を通じて小売業者に販売され，その運搬は，タンクローリー等で卸売業者の充填所に運ばれ，そこからは配送車で需要家に配送されるのが一般的である。

### (2) 一般ガス事業の概要

#### ア 市場の概要

前記のとおり，一般ガス事業のうち自由化対象需要家への大口供給について

は、段階的に範囲が拡大され、平成16年4月からは、年間契約ガス使用量数量50万 $m^3$ 以上となっており、平成15年度の大口供給販売数量は約120億 $m^3$ で、非自由化分野も含めた総販売量約266億 $m^3$ のうち45.1%を占めている(図表2-2-2)。

#### イ 参入状況

ガスの大口供給を行っているのは、一般ガス事業者と自ら導管を保有するガス導管事業者及びそれ以外の大口ガス事業者であるが、平成16年11月1日時点で一般ガス事業者以外に大口供給を行っているのは15事業者で55件となっており、大口供給全体に占める新規参入者の年間販売量は5.0%(平成15年度)となっている。

大口供給に新規参入した事業者を出資や本業の業種別にみると、東京電力(株)、中部電力(株)、関西電力(株)などのLNG基地を保有し、大量のLNGを輸入している電力会社、石油資源開発(株)及び帝国石油(株)などのガス導管を保有している国産天然ガス会社のほか、三菱商事(株)、三井物産(株)などの商社、新日本製鐵(株)の産業系等となっている(図表2-2-3)。

大口供給に新規参入した事業者の供給実態をみると、上記55件のうち、需要家に対して、一般ガス事業者のガス導管を使って供給しているのは20件で、そのほとんどが関西電力(株)によるものであり、その他は、電力会社が保有するLNG基地の周辺に敷設された自営導管を使っての供給や、国産天然ガス会社が自営導管の周辺に供給する等、託送供給を利用しない供給となっている。

#### (3) 相互参入の状況

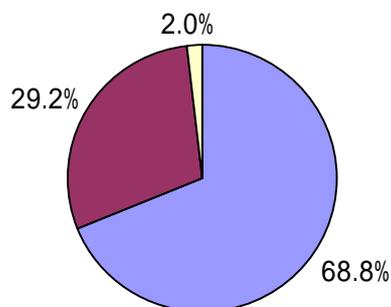
前記のとおり電力会社は、火力発電燃料としてLNGを大量に輸入し、その貯蔵のためのLNG基地を保有しており、また、企業規模的にも一般ガス事業者に比べて大きいことから、ガス事業へ参入しやすいと考えられる。

しかしながら、大口供給への参入は、関西地区における関西電力(株)を除きさほど進んでおらず、他社のガス導管を使って供給しているのは関西電力(株)のみである。なお、平成16年12月に東京電力(株)が、同社として初めて他社の導管を利用した大口供給を開始している。

また、電力会社は、自社のLNG基地の近傍で自営導管を使って大口供給や一般ガス事業者に対して卸供給を行っており、例えば、卸供給では、東京電力(株)は大多喜ガス(株)に、中国電力(株)は山口合同ガス(株)に、九州電力(株)は子会社の北九州エル・エヌジー(株)を通じて西部ガス(株)に供給している。

(図表 2 - 2 - 1) 平成 14 年度事業者別 LNG 輸入量

■ 電力会社 ■ 一般ガス事業者 □ その他



ガス事業便覧 (平成 15 年版) より作成

(図表 2 - 2 - 2) ガス自由化の推移

時期	自由化対象範囲 (年間契約数量)	対象需要家	需要家件数 (件)	販売量 ( $\text{km}^3/\text{年}$ )	自由化 範囲 (%)
平成 7 年 3 月	200 万 $\text{m}^3$ 以上	大規模工場, 大学病院	724	6,942	約 3.6
平成 11 年 11 月	100 万 $\text{m}^3$ 以上	大規模商業施設, 製造業全般	581	826	約 4.0
平成 16 年 4 月	50 万 $\text{m}^3$ 以上	大規模病院, シティホテル, 化学・金属工業	1,039	756	約 4.4

数値は需要家件数上位 10 社の平成 12 年度のもの。10 社とは、東京ガス(株)、大阪ガス(株)、東邦ガス(株)、西部ガス(株)、京葉ガス(株)、北海道ガス(株)、広島ガス(株)、仙台市ガス局、北陸ガス(株)、静岡ガス(株)。

自由化範囲は販売量ベースの累計

経済産業省 HP より作成

(図表 2 - 2 - 3) 新規参入者(平成16年11月1日時点)

	区分	事業者名	大口供給件数	出資者
1	ガス導管 事業者	帝国石油(株)	3	
2		東北天然ガス(株)	3	東北電力(株), 石油資源開発(株)
3		石油資源開発(株)	5	
4		エアウォーター(株)	5	
5		東京電力(株)	1	
6		中部電力(株)	5	
7	大口ガス 事業者	新日本製鐵(株)	2	
8		関西電力(株)	20	
9		(株)エネルギーアドバンス	3	東京ガス(株)
10		三菱商事(株)	2	
11		岩谷産業(株)	1	
12		ネクストエネルギー(株)	1	帝国石油(株), 新日本石油(株), 新日本石油ガス(株)
13		新日本石油(株)	1	
14		(株)ニジオ	1	東京ガス(株), シェルガス B.V.
15		三井物産(株)	2	

経済産業省HP等より作成

### 3 電気通信事業分野

ここでは、相互参入という観点から、電気通信事業分野のうち電力会社の参入が行われているF T T H及び固定電話についてみることにする。

#### (1) F T T H市場

##### ア F T T H市場の概要

F T T Hは、事業者自らが敷設した光ファイバ設備を利用し、又はN T T東西、電力会社等が保有する光ファイバ設備を使用して提供されるサービスで、建築物の構造的な問題から、光ファイバケーブルの設置方法、機器等が異なるため、戸建住宅向けと集合住宅向けとは、サービス提供形態、料金体系等が異なっている。

F T T Hは、ブロードバンドサービス全体の契約回線数が約1763万回線となっている中で、近年サービスが開始されたばかりであることから約203万回線（平成16年9月末時点）とその中での割合は低いが、事業者の積極的な営業展開と料金の低下から、月次の純増数は着実に増加しているところである（図表2-3-1）。

##### イ 参入の状況

F T T Hを提供する主な事業者としては、N T T東西、(株)有線ブロードネットワークス、電力会社系、K D D I(株)等があり、ソフトバンクB B(株)も参入したところである。

これらのうち、N T T東西には、電気通信事業法上保有する光ファイバ設備の開放義務が課せられており、電力会社系の事業者以外は、ほとんどがN T T東西の光ファイバ設備を借りてサービスを提供している。光ファイバ設備保有の有無で参入状況をみると、自ら光ファイバ設備を敷設してF T T Hを提供している事業者は、戸建住宅向けにも集合住宅向けにもサービスを提供しているが、他の事業者の設備を借りている事業者はほとんどが集合住宅向け中心にサービスを提供している。

F T T H事業者ごとの市場シェアを契約回線数で見ると、平成16年9月末時点でN T T東西が59.8%、電力会社系が13.4%、(株)有線ブロードネットワークスが9.5%となっている（図表2-3-2）。

##### ウ 料金

F T T Hは、これまで、料金水準がA D S Lに比べて高かった点が、普及が伸び悩む原因の一つとされていたが、平成16年7月に(株)有線ブロードネットワークスが集合住宅向けでインターネットサービスプロバイダ料金込み月額

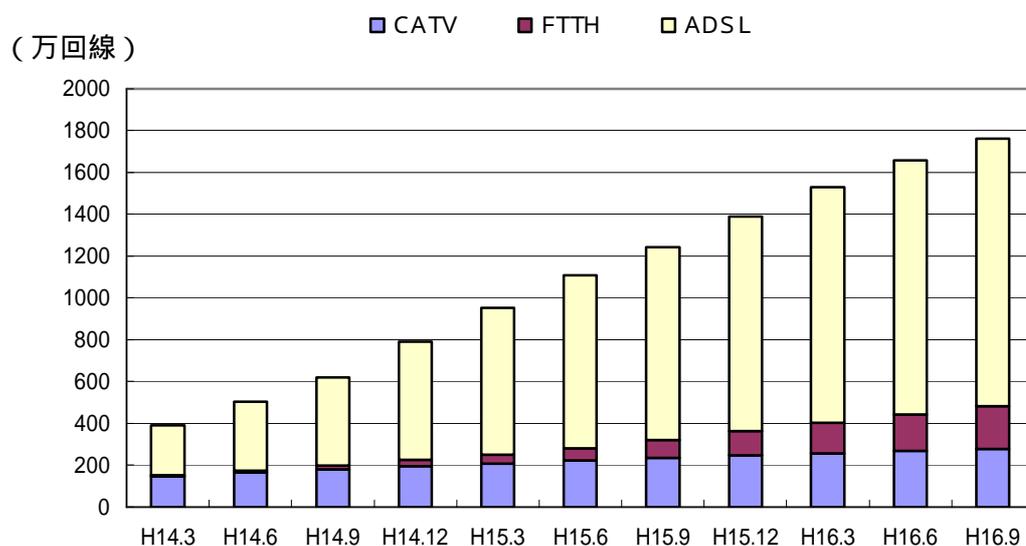
2,980円の業界最安値となるメニューの提供を開始するなど、ADSLと遜色ない料金水準のサービスも出てきている。

また、集合住宅向けに比べて、参入事業者も少なく、料金水準も高かった戸建住宅向けサービスにおいても、平成16年9月から㈱ケイ・オプティコムが戸建住宅向けの最安値となる月額5,000円(2年以上契約では4,900円)のメニューの提供を開始するなど料金競争は活発化してきている(図表2-3-3)。

## エ 相互参入の状況

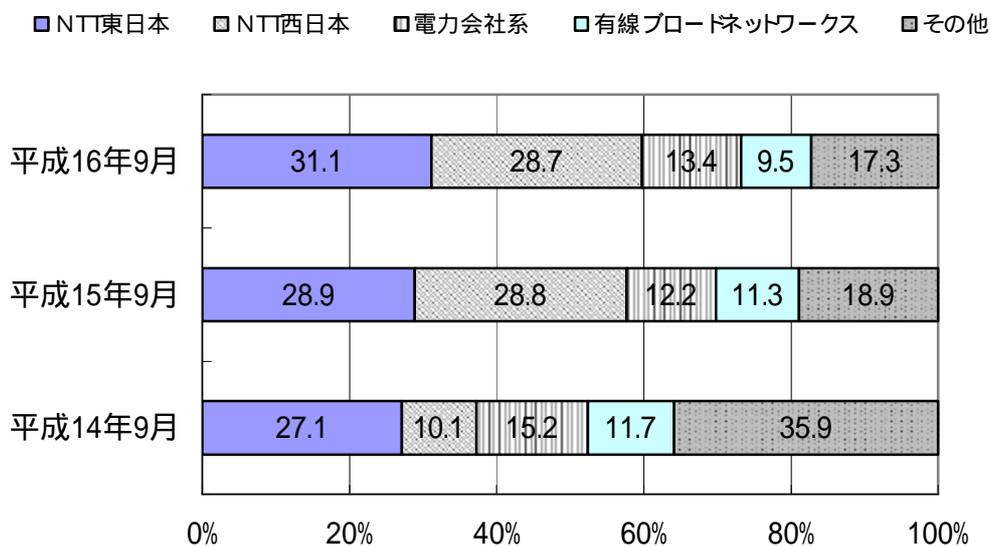
電力会社のFTTHへの参入は、東京電力㈱及び中部電力㈱が本体で、その他、関西電力㈱、中国電力㈱、四国電力㈱、九州電力㈱、沖縄電力㈱は関連会社を通じて行われており、そのうち東京電力㈱及び中部電力㈱については、電気通信事業分野への参入に際し、条件が付されている。

(図表 2 - 3 - 1) ブロードバンド契約回線数の推移



総務省HPより作成

(図表 2 - 3 - 2) 全国のFTTH契約回線数シェアの推移



総務省HPより作成

(図表2-3-3) FTTH料金とADSL料金の表

単位：円

業者名		FTTH料金	
		一戸建て	集合住宅
NTT系	NTT東日本(注2)	6,405	3,517
	NTT西日本(注2)	6,195	3,675
電力系	東京電力(株)(注3)	6,930	4,252
	中部電力(株)	6,090	3,990
	(株)ケイ・オプティコム(関西電力系)	5,000	3,654
	(株)エネルギー・コミュニケーションズ(中国電力系)	5,565	4,062
	(株)STNet(四国電力系)	5,985	4,620
	九州通信ネットワーク(株)(九州電力系)	5,775	3,990
	沖縄通信ネットワーク(株)(沖縄電力系)	5,670	3,885
その他	KDDI(株)		4,095
	(株)有線ブロードネットワークス	5,985	2,980

(注1) ISP料金込み(平成16年11月22日時点)

(注2) ISPはエキサイト

(注3) ISPはPOINT

## ADSL料金表(8M)

	料金(円)
NTT東日本(注2)	3,822
NTT西日本(注2)	3,980
(株)ケイ・オプティコム	3,901
ソフトバンク(株)	3,282

(注1) ISP料金込み(平成16年11月22日時点)

(注2) ISPはエキサイト

(注3) (株)ケイ・オプティコムのみ12M

各社HP等より作成

## (2) 固定電話(加入電話)市場

### ア 市場の概要

固定電話(加入電話)の契約回線数は、平成8年度末の6153万回線から平成15年度末で5159万回線となっているが、その傾向をみると携帯電話などの普及に伴い漸減傾向にあり、契約回線数の差は拡大している(図表2-3-4)。

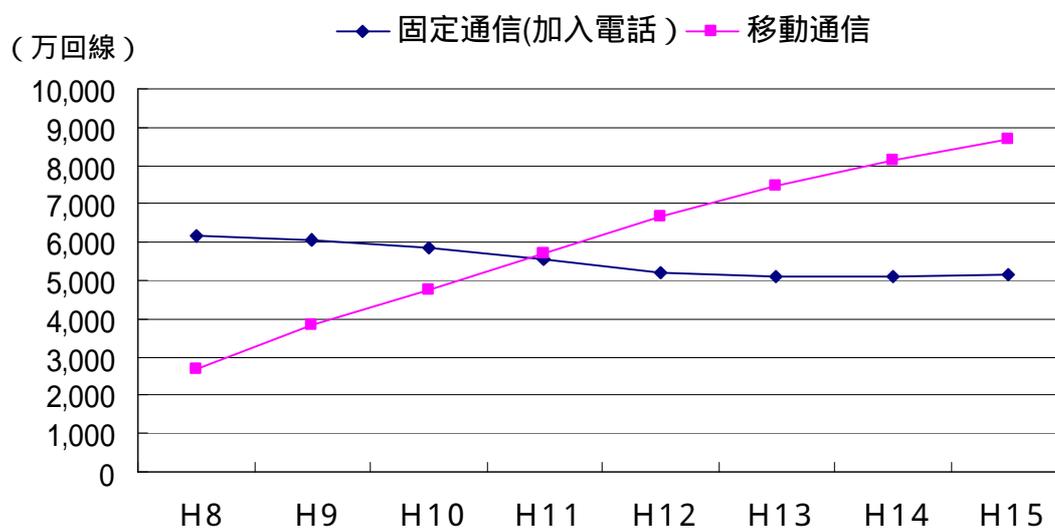
### イ 参入状況

平成16年6月末時点で固定電話(加入電話)市場に参入している事業者のうち市内通話を提供しているマイライン事業者は11事業者となっており、このうち電力会社系は、東京電力(株)系の(株)パワードコムと九州電力(株)系の九州通信ネットワーク(株)となっている。

マイライン事業者協議会が公表している市内通話の優先接続登録数によると、平成16年6月末で、東日本地区では、NTT東日本が69.7%、KDDI(株)が12.7%、(株)パワードコムが8.7%、日本テレコム(株)が6.1%となっている。西日本地区では、NTT西日本が73.7%、KDDI(株)が13.8%、日本テレコム(株)が7.0%、九州通信ネットワーク(株)が2.8%となっており、東西両地区ともNTT東西が圧倒的なシェアを確保しており、近年この傾向はほとんど変わっていない(図表2-3-5, 2-3-6)。

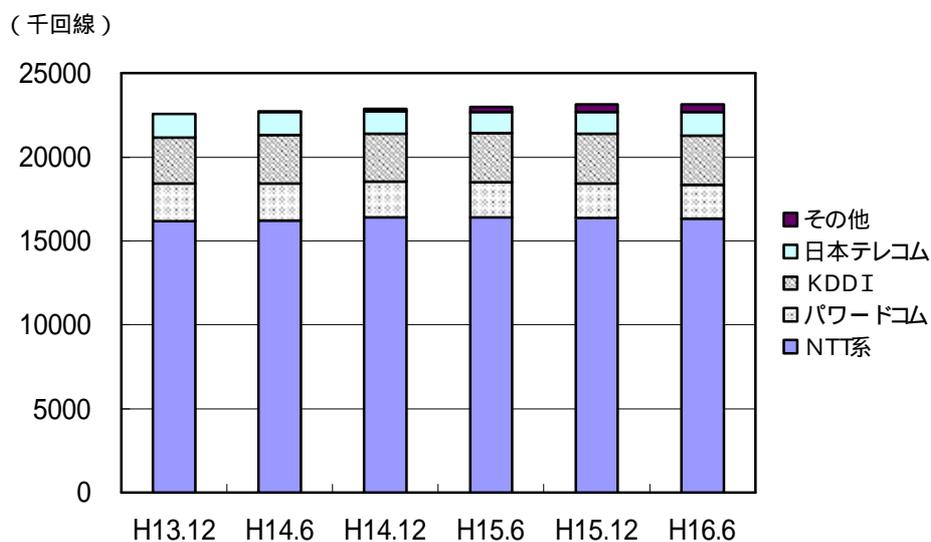
(注)平成16年7月に(株)パワードコムの固定電話事業はフュージョン・コミュニケーションズ(株)(株)パワードコムの子会社)の固定電話事業に統合されており、現在は、市内通話を提供しているマイライン事業者は11事業者から10事業者となっている。

図表 2 - 3 - 4 加入電話契約数の推移



総務省HPより作成

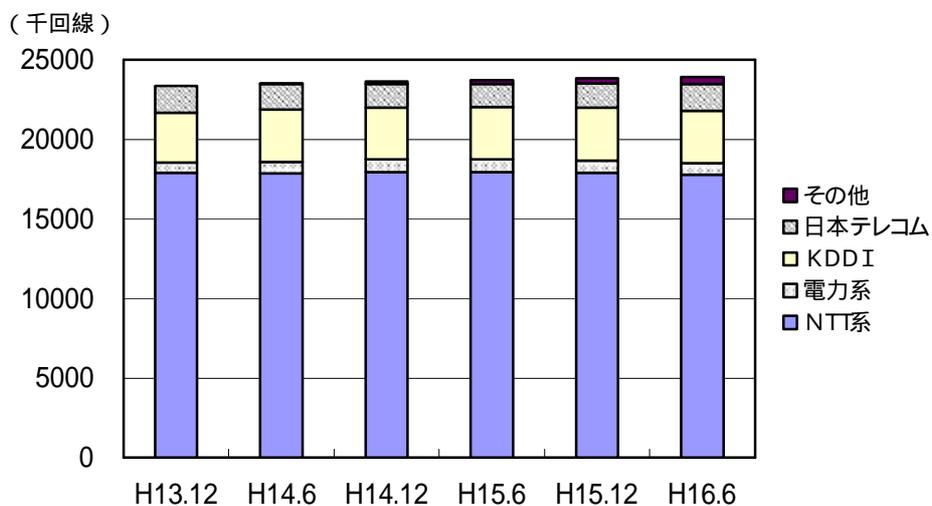
(図表 2 - 3 - 5) 東日本エリアにおける主なマイライン事業者の市内通話の加入者数シェアの推移



(株)パワードコムの数値は平成14年12月まで東京通信ネットワーク(株)の数値を引用

マイライン事業者協議会HPより作成

(図表 2 - 3 - 6)西日本エリアにおける主なマイライン事業者の市内通話の加入者数シェアの推移



電力系とは九州通信ネットワーク(株)及び(株)パワードコム

パワードコムの数値は平成14年12月まで東京通信ネットワーク(株)の数値を引用

マイライン事業者協議会HPより作成

#### 4 3分野における既存事業者の経営規模等の比較

##### (1) 電力会社とガス会社の相互参入

電力会社とガス会社について、経営規模及びLNG設備保有の面から比較すると、平成15年度売上高では、東京電力(株)は東京ガス(株)の4.7倍、中部電力(株)は東邦ガス(株)の7.6倍、関西電力(株)は大阪ガス(株)の3.3倍、中国電力(株)は広島ガス(株)の21.7倍、九州電力(株)は西部ガス(株)の12.7倍となっており、電力会社とガス会社の規模に大きな格差がある。

他方、保有するLNG基地数で見ると、共同保有も含めて電力会社とガス会社はほぼ拮抗しているが、LNG輸入量で見ると、東京電力(株)は東京ガス(株)の2.3倍、中部電力(株)は東邦ガス(株)の5.5倍、関西電力(株)は大阪ガス(株)の0.9倍、中国電力(株)は広島ガス(株)の3.1倍、九州電力(株)は西部ガス(株)の7.3倍となっており、電力会社の輸入量が多くなっている(図表2-4-1)。

このように、経営規模の面でもLNG輸入量等からみても、電力会社がガス会社に比べて相互参入する上で優位性があると考えられるが、実際には、現時点で積極的にガス事業に参入しているのは関西電力(株)のみであり、他の電力会社は自社のLNG基地の近傍への小売及び卸売供給にとどまっている。しかしながら、平成16年12月から東京電力(株)が、他社のガス導管を利用したガスの供給を開始しており、今後は緩やかながら、電力会社による他社のガス導管を利用した参入が進んでくることも考えられる。

一方、ガス会社の電気小売事業の参入についてみると、大阪ガス(株)が本体で参入しているほか、(株)エネットへの出資を通じて東京ガス(株)、大阪ガス(株)が参入しているが、それ以外のガス会社は参入していない。また、発電事業については、ガス会社は発電燃料となるLNGの基地を保有しているものの、東京ガス(株)、大阪ガス(株)及び広島ガス(株)等の少数の事業者の参入にとどまっている。このようにガス会社の電気事業への参入が進んでいないのは、電力会社との価格競争や託送料金の水準の問題に加え、発電設備の設置などの参入コスト及び退出コストが多額に上ること、電力会社との経営規模、営業基盤の格差が原因となっているのではないかと考えられる。

##### (2) 電力会社とNTTの相互参入

NTT系(3社<sup>4</sup>)と電力会社系12社<sup>5</sup>が保有する光ファイバ設備の敷設距離

<sup>4</sup> NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ(株)

<sup>5</sup> 東京電力(株)、中部電力(株)、北海道総合通信網(株)、東北インテリジェント通信(株)、(株)パワードコム、北陸通信ネットワーク(株)、中部テレコミュニケーション(株)、(株)ケイ・オブティコム、(株)エネルギー・コミュニケーションズ、(株)STNet、九州通信ネットワーク(株)、沖縄通信ネットワーク(株)

について比較すると、加入者系及び中継系の光ファイバケーブル延長では前者が34万Km、後者が25万Kmとなっており、芯線延長(ケーブル延長×光ファイバの芯線数)では、前者が3870万Km、後者が1441万Kmとなっている。

(注) 電力会社は、もともと、送配電ネットワークの保安通信用の光ファイバ設備を敷設しており、最近は、電気通信事業用としての光ファイバ設備を敷設している。また、光ファイバ設備敷設に必要な電柱・管路を保有している。

また、平成15年度の売上高でみると、東京電力(株)がNTT東日本の2.1倍、関西電力(株)がNTT西日本の1.1倍と、経営規模についてはNTT系と互角がそれ以上となっている。

このように、電力会社は、設備面でも経営規模面でも、電気通信事業への参入に当たり優位性があると考えられるが、FTH等のブロードバンド分野は、価格面を初め、競争が極めて激しい状況にあるため、電力会社系が大きくシェアを伸ばしている状況にはない。

また、固定電話分野については、市場自体が漸減傾向にあり電力会社系がシェアを伸ばしている状況にもない。

NTTの電気事業への参入については、前述した子会社の(株)NTTファシリティーズが40%出資する(株)エネットを通じて電気事業に参入しており、PPSの中でのシェアは高いが、自由化市場におけるPPS全体のシェアは低い状況にある。

( 図表 2 - 4 - 1 ) 会社規模 ( 電力系 : ガス系 )

	北海道電力(株)	北海道ガス(株)	東北電力(株)	仙台市ガス局	東京電力(株)	東京ガス(株)
資本金 ( 億円 )	1,143	38	2,514		6,764	1,418
売上高 ( 億円 )	5,058	474	14,476	301	47,346	10,138
経常利益 ( 億円 )	504	16	978		3,045	1,159
従業員数 ( 人 )	5,463	664	11,840		36,568	8,753
LNG 輸入量 ( 万 t )			403	15	1,599	702
LNG 基地数	単独		1(注 1)	1	2	1
	共同					2

	中部電力(株)	東邦ガス(株)	北陸電力(株)	北陸ガス(株)	関西電力(株)	大阪ガス(株)
資本金 ( 億円 )	3,745	331	1,176	24	4,893	1,322
売上高 ( 億円 )	20,232	2,648	4,406	299	23,752	7,299
経常利益 ( 億円 )	1,752	244	303	14	1,888	644
従業員数 ( 人 )	16,652	3,540	4,521	400	21,031	7,081
LNG 輸入量 ( 万 t )	885	160			529	615
LNG 基地数	単独	2	2		1	3
	共同	2(注 2)				

	中国電力(株)	広島ガス(株)	四国電力(株)	四国ガス(株)	九州電力(株)	西部ガス(株)
資本金 ( 億円 )	1,855	33	1,456	18	2,373	206
売上高 ( 億円 )	9,128	421	5,120	210	13,183	1,035
経常利益 ( 億円 )	612	28	379	18	1,079	34
従業員数 ( 人 )	9,719	708	4,872	524	12,805	1,778
LNG 輸入量 ( 万 t )	123	40(注 3)			261	36
LNG 基地数	単独	1	1		2(注 4・5)	2
	共同					

(注 1) 所有主体は日本海エル・エヌ・ジー(株) (東北電力(株)等が出資)

(注 2) うち 1 基は、所有主体は知多エル・エヌ・ジー(株) (中部電力(株), 東邦ガス(株)が出資)

(注 3) 日本ガス(株), 大阪ガス(株)と共同

(注 4) 所有主体は北九州エル・エヌ・ジー(株) (九州電力(株), 新日本製鐵(株)が出資)

(注 5) 所有主体は大分エル・エヌ・ジー(株) (九州電力(株), 九州石油(株), 大分ガス(株)が出資)

有価証券報告書(平成 15 年度), 電気事業便覧(平成 16 年版), ガス事業便覧(平成 15 年版), 経済産業省HP 等より作成

会社規模（電力系：NTT）

	東京電力(株)	関西電力(株)	NTT 東日本	NTT 西日本	NTT コミ ユニケー ションズ	NTT ドコモ	NTT データ
資本金（億円）	6,764	4,893	3,350	3,120	2,117	9,497	1,425
売上高（億円）	47,346	23,752	22,672	21,688	11,066	26,332	7,507
経常利益（億円）	3,045	1,888	979	906	1,130	5,335	404
従業員数（人）	36,568	21,031	14,900	13,750	7,700	5,876	7,232
FTTH 契約回線数 シェア（％）	13.4		31.1	28.7			
光ファイバケー ブルの敷設状況 （中継線＋加入 者系）ケーブル延 長（万km）	25		34				
光ファイバケー ブルの敷設状況 （中継線＋加入 者系）芯線延長 （万km）	1,441		3,870				
マイラインシェ ア（％）	5.8(注3)		69.7	73.7	54.3		

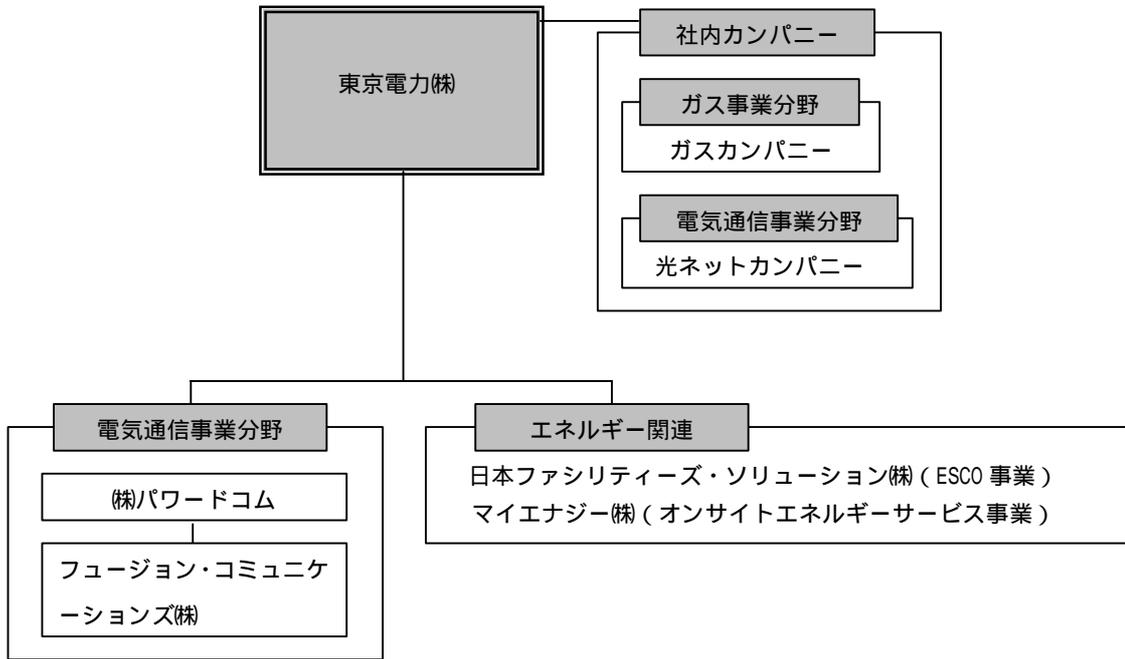
(注1)

(注1)電力会社の欄は電力会社系の会社の合計値。総務省HPより作成（平成16年9月時点）。

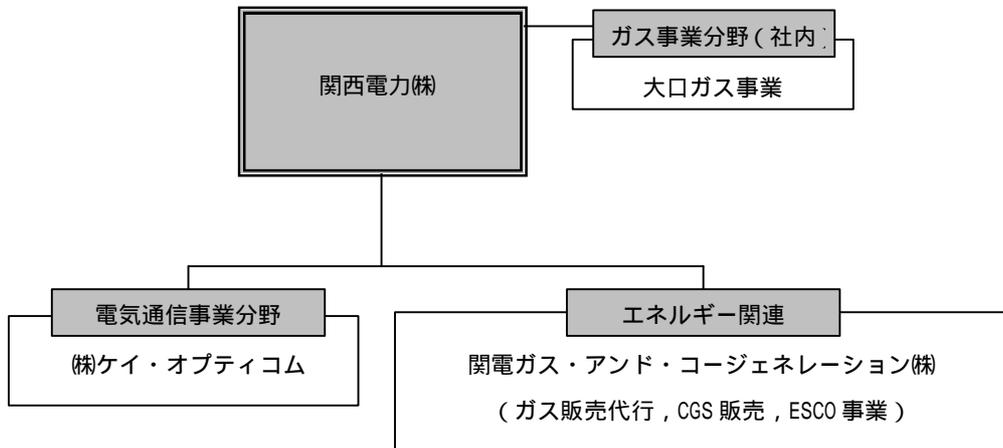
(注2)シェアは市内通話のもの。ただし、NTT 東日本及びNTT 西日本については、それぞれ東日本地域、西日本地域のシェア。また、NTT コミュニケーションズは県外通話のシェア。マイライン事業者協議会HPより作成（平成16年6月末）。

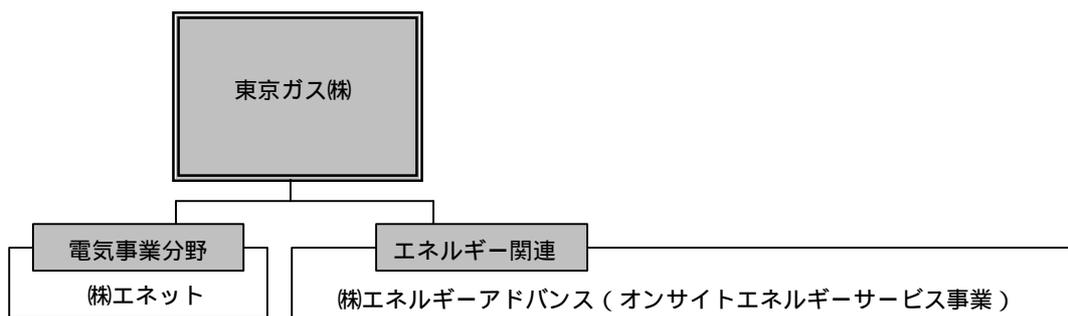
(注3)㈱パワードコム及び九州通信ネットワーク㈱の合計値。マイライン事業者協議会HPより作成（平成16年6月末）。

((図表 2 - 4 - 2) 主要事業者の相互参入状況)

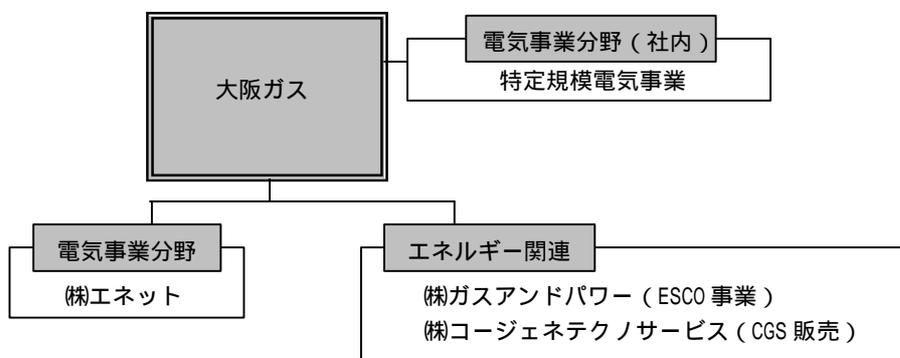


.....

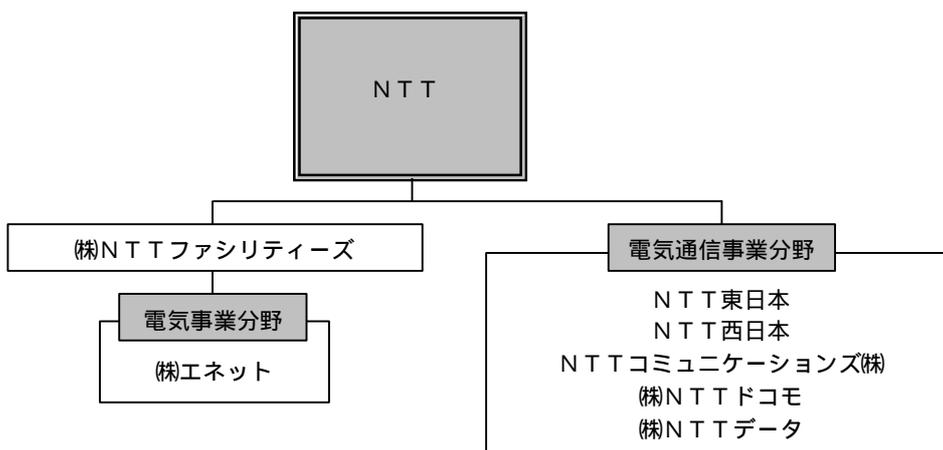




.....



.....



各社HP, 有価証券報告書 (平成 15 年度) より作成。

( 図表 2 - 4 - 3 ) 公益事業分野の相互参入状況等

	電力	ガス ( 導管を利用して供給するもの )	電気通信	
			F T T H	固定電話
新規参入の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P P S の届出を行っているのは 1 6 事業者で ( 平成 1 6 年 1 1 月時点 ) , 自由化分野に占めるシェア 1 . 8 % ( 平成 1 5 年度 ) 。</li> <li>・ 他の公益事業分野からは , 大阪ガス ( 株 ) 及び ( 株 ) エネット ( 株 ) N T T ファシリティーズ , 東京ガス ( 株 ) , 大阪ガス ( 株 ) が出資 ) 。</li> <li>・ 東京ガス ( 株 ) , 大阪ガス ( 株 ) , 広島ガス ( 株 ) 等が本体又は子会社を通じて P P S に対して卸供給を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規参入業者は 1 5 事業者で ( 平成 1 6 年 1 1 月時点 ) , このうち他社の導管を利用して大口供給を行っているのは , 実質的には関西電力 ( 株 ) のみである ( 平成 1 6 年 1 2 月から , 東京電力 ( 株 ) が他社の導管を利用したガスの小売を開始。 ) 。</li> <li>・ 電力会社は , 自社の L N G 基地の近傍の一般ガス事業者に対して卸供給を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ N T T 東西 , 電力会社系 , ( 株 ) 有線ブロードネットワークス , K D D I ( 株 ) 等が参入。</li> <li>・ 電気事業分野からは 7 事業者が参入。このうち , 東京電力 ( 株 ) , 中部電力 ( 株 ) は本体で参入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内通話を提供しているマイライン事業者は 1 1 事業者 ( 平成 1 6 年 6 月時点 ) 。</li> <li>・ 電気事業分野からは , ( 株 ) パワードコム ( 東京電力子会社 ) , 九州通信ネットワーク ( 株 ) ( 九州電力子会社 ) が参入。 ( 注 ) 平成 1 6 年 7 月に ( 株 ) パワードコムの固定電話事業はフュージョン・コミュニケーションズ ( 株 ) ( 株 ) パワードコム子会社 ) の固定電話事業に統合されており , 現在 , 市内通話を提供しているマイライン事業者は 1 1 事業者から 1 0 事業者となっている。</li> </ul>
他の公益事業分野から参入する上での優位性	<p>【ガス】</p> <p>火力発電の燃料となる L N G を調達している。</p>	<p>【電力】</p> <p>火力発電の燃料として使用している L N G を調達しているため , L N G 基地及び同基地付近に導管を保有している。</p>	<p>【電力】</p> <p>光ファイバ網を保有している。</p> <p>光ファイバ敷設のために必要な電柱・管路を保有している。</p>	

### 第3 相互参入における独占禁止法上の問題点及び考え方

#### 1 相互参入のメリット等

##### (1) 公益事業分野における規制改革の進展

電気、ガス、電気通信事業分野は、かつて、それぞれ既存事業者の独占が認められており、料金も認可又は法定されていたが、電気通信事業分野は昭和60年から、ガス事業分野については平成7年から、電気事業分野については平成12年から参入自由化が始まり、それぞれ異なる時期に参入自由化がスタートした。

また、電気通信事業分野は完全な参入自由化が図られているのに対し、電気及びガス事業分野については、部分的な自由化であり、引き続き制度上自由化されていない分野が残っている。

実態としても、上記のとおり参入自由化のスタート時期が異なることから、それぞれの分野における競争の進展度合いが異なっている。電気通信事業分野は、電気及びガス事業分野に比べて、有力な事業者が参入しており、特にブロードバンドサービス分野においては激しい競争が行われているのに対し、電気及びガス事業分野については、必ずしも活発な競争が行われているとはいえない状況にある。

したがって、公益事業分野における相互参入に関する独占禁止法上の考え方を検討するに当たって、従来からの業務の規制改革の程度及び競争状況を踏まえた上で、新たに参入が行われた分野での独占禁止法の適用を考えていくべきである。

##### (2) 相互参入するメリット

電力会社については、その地域における電気市場において、ほぼ独占に近いシェアを有しているだけでなく、その経営規模はNTTと比較しても相当大きく、また、既にLNG設備や光ファイバ設備を保有していることから、ガス、電気通信事業分野に参入する上で優位性があると考えられる。

また、ガス会社については、発電燃料となるLNGの設備を保有していることから、発電事業に参入しやすい状況にあると考えられる。

NTTについては、特に電気事業に直結する設備を有しているわけではないが、グループ全体での経営規模は大きく、また、グループ全体が電気の大口需要家であるほか、通信ノウハウを電気事業にいかせるメリットがあると考えられる。

この中では、他の事業分野への参入に当たって、電力会社の有する優位性が、他の事業会社と比較した場合、LNG輸入量自体がガス会社より多いこと、電力会社全体の光ファイバの敷設距離は、NTTより見劣りするものの、他の電気通信事業への参入者と比較すると圧倒的な規模を有すること等から、最も大きなものと考えられる。

### (3) 経営規模の違い

電力会社とガス会社について、経営規模の面から比較すると、平成15年度売上高では、東京電力(株)は東京ガス(株)の4.7倍、中部電力(株)は東邦ガス(株)の7.6倍、関西電力(株)は大阪ガス(株)の3.3倍、中国電力(株)は広島ガス(株)の21.7倍、九州電力(株)は西部ガス(株)の12.7倍となっており、電力会社とガス会社の規模に大きな格差がある。また、電力会社とNTT東西を比較した場合、平成15年度の売上高でみると、東京電力(株)がNTT東日本の2.1倍、関西電力(株)がNTT西日本の1.1倍と、経営規模についてはNTT系と互角かそれ以上となっている。

## 2 これまでの相互参入に対する考え方

### (1) 現行ガイドラインにおける考え方

公益事業分野については、現在、「適正な電力取引についての指針」、「適正なガス取引についての指針」及び「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」が定められており、これらについては、それぞれの事業分野において事業活動を行う上で必要なネットワークを独占している既存事業者が、それを活用して新規参入者に対して行う独占禁止法上問題となる行為が記述されている。

この中で、相互参入という観点から問題となる事項については、「適正なガス取引についての指針」において、「他の事業分野において独占的な地位を有する事業者が、当該他の事業分野の取引における独占力を利用して、不当に、需要家に対して利益又は不利益の提供を示唆すること又は実行することにより、ガス市場における取引を自己に有利なものとするのは、他のガス事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある(不当な利益による顧客誘引、取引強制等)」と記述されている。

### (2) 電気通信事業参入に当たって付された許可条件についての考え方

電力会社が本体で電気通信事業に参入する際に、前述のとおり、公正競争確保の観点から次のような許可条件が付されている。

- A 電柱等の公平利用
- B 電柱等貸与部門の情報の他部門への提供禁止
- C 電気事業の営業基盤の排他的活用の禁止
- D 電柱等の貸与の状況の公表
- E 電気事業部門と電気通信事業部門の組織等の分離
- F 電気事業部門と電気通信事業部門の会計整理

なお、この許可の条件を付すに当たって、総務省の情報通信審議会に諮問され答申を得ているが、それによると、電力会社固有の事情として、電力会社が保

有する電柱等は事実上ボトルネック性を有する設備であること、電力会社は電気事業分野において独占的な地位を有することを挙げた上、公正競争を法的に担保し利用者利益を保護するため許可に条件を付すのが適当であるとしている。

このように参入に当たって条件を付すことは、電気通信事業分野における競争を活発化させる観点からは必要最小限のものにとどめる必要があり、そのことは電気通信事業法第163条第2項にも記述されているところである。

また、上記のような電力会社固有の事情が存在することから、公正な競争を担保する必要性は認められるが、他方、事前にどのような規制を行うかは、電気通信事業の市場に独占事業者であった既存事業者が存在していること、電気市場における規制改革が進展していること、公正かつ自由な競争を担保するための法規制として独占禁止法が存在すること、電力会社本体での参入と子会社での参入で条件面に差異があること等を踏まえて、過剰な規制とならないように定められるべきものと考えられる。

現在の規制についてみると、電柱等のボトルネック設備に関する規制、それ以外の一般的な営業基盤に関する規制、組織の分離に関する規制、会計整理に関する規制が事前に条件として付されている。電柱等ボトルネック設備に関する規制については、その利用を拒絶することにより他の事業者の事業活動が困難になることから、及びのうちボトルネック設備に関する規制は、公正競争確保の観点から一定の合理性があると考えられる。また、の会計整理に関する規制については、公正競争確保の観点からみても一定の合理性があると考えられる。しかしながら、それ以外の規制については、原則として、後述のとおり競争を阻害する行為があれば、事後的に当該行為を排除することで対応できるものと考えられる。

したがって、今後の電気通信市場及び電気市場における競争状況の変化に応じて、これらの条件について見直しを行っていく必要があると考えられる。

(注) 電気通信事業法第163条第2項

「前項の条件は、登録、認可、許可若しくは認定の趣旨に照らして、又は登録、認可、許可若しくは認定に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限度のものに限り、かつ、当該登録、認可、許可又は認定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。」

なお、許可条件に違反した場合であつて公共の利益を阻害すると認められる場合には、電気通信事業法第14条第1項第1号の規定に基づき、登録の取消しが行われるものとされている。

### 3 検討すべき事項

これまで述べてきたとおり、電力会社及びガス会社は、それぞれの供給区域にお

いて規制で独占が認められた分野を抱えているほか、自由化された分野においても引き続き圧倒的なシェアを有している状況にある。また、電気通信事業分野においては他の分野に比べて多くの事業者が参入していることから一部サービスにおいてはNTT東西に対抗し得る事業者が現れてきているものの、引き続き多くのサービスにおいてNTT東西が高いシェアを有している状況にある。

このような状況を踏まえると、公益事業分野における相互参入において独占禁止法上検討すべき事項として、「参入に当たり他の事業分野における独占力を活用すること」が考えられ、これはアメリカやEUなどで「独占のてこ」と呼ばれる問題と共通するものである。「独占のてこ」とは、一つの市場で市場支配力を有する事業者が、その市場支配力をてことし得る一定の関連市場において、その市場支配力を利用して勢力を拡大することとされている。このような観点から、公益事業分野の相互参入の独占禁止法上の問題行為を整理すると、以下の事項が考えられる。

独占分野の独占力を活用した不当な利益による顧客誘引及び取引強制等

独占分野からの内部補助による不当廉売

独占分野の営業基盤を活用した他の事業分野での営業活動等

独占分野の購買力を活用した他の事業分野における営業活動等

独占分野で取得した情報の他の事業分野での利用

(注) 欧米での「独占のてこ」の事例とされる有名な判例として、IBM事件(IBM v. United States, 298 US 131(1936)), ヒルティ事件(Hilty v. Commission 1991 ECR1439)等の抱き合わせ販売事件などがある。IBM事件は、IBMが、特許権を有する電算機の賃貸契約において、賃借者に対し同社の販売するパンチカードのみを使用することを義務付けたことが問題とされた事例である。また、ヒルティ事件は、ヒルティ社(ヨーロッパ最大のネイルガンの販売事業者)が、同社のネイルガンのカートリッジと釘を抱き合わせて販売していたことが問題となった事例である。

このような「独占のてこ」が生じる問題を考えるに当たり、公益事業分野の相互参入の場合、新規参入者はそれぞれ従来の事業分野では独占的地位を有していることに留意する必要があると考えられる。

なお、いわゆる「独占のてこ」の問題以外に、それぞれ公益事業においてはボトルネック設備(ネットワーク設備)が既存事業者によって独占的に保有されており、この観点からネットワーク設備の利用に係る取引拒絶、差別的取扱い等が独占禁止法上問題となることに留意する必要がある。

(1) 独占分野の独占力を活用した不当な利益による顧客誘引及び取引強制等

我が国における公益事業分野の相互参入を念頭においた場合、電力会社がガス事業分野に参入する場合においては、例えば、自己のガスの購入者に限って電

気の料金を割り引くなど、通常は提供されない利益を提供するケースあるいは、ガスを購入しなければ電気の取引で不利益を与えらるゝとして自己のガスの購入を余儀なくさせるケースが主要なものとして考えられる。

については、電力会社が、電力市場を地域的にほぼ独占している状況を踏まえると、ガスの販売に当たって電気料金の割引が不当な利益に当たる場合には、不公正な取引方法のうちの不当な利益による顧客誘引に該当する可能性が高い。また、については、電力市場の独占力を利用して需要家に強制力を働かせる行為と考えられることから、不公正な取引方法のうちの取引強制に該当する可能性が高い。

また、電力会社が電気通信事業分野に参入した場合も、上記、と同様のケースが生じる可能性が高いと想定され、そのような場合も同様に、不当な利益による顧客誘引又は取引強制として問題となると考えられる。なお、ガス会社又は電気通信事業者が電気事業分野に参入した場合も、仮に上記、と同様のケースが生じる場合には、同様に考えられる。

(注) 我が国における事例として、マイクロソフト社が、同社の表計算ソフトウェアをパソコンの製造販売業者に販売するに際して、同社のワードプロセッサ用ソフトウェアを併せて販売した事例(平成10年12月14日審決)があり、この事例も一種の「独占のてこ」が問題となった事例と考えられるが、不公正な取引方法のうち抱き合わせ販売に当たるとされた。

## (2) 独占分野からの内部補助による不当廉売

一般的に複数の事業を行っている事業者が、一つの部門の利益を他部門に利用することは、自由であると考えられる。しかしながら、ある部門において他の部門の利益を投入しなければ販売を継続することができないようなコストを下回る低価格を設定することによって競争者の顧客を獲得するというような手段は正常な競争手段とはいえず、独占禁止法上の問題(不当廉売)が生じる。

公益事業分野の独占事業者が他の公益事業分野に新規参入した場合、独占分野の利益を新規参入分野に投入し、新規参入分野での事業を有利に展開しようとするのが行われやすいと考えられるが、このような場合も、一般的な場合と全く同様に考えることができる。すなわち、独占分野での利益を活用し、新規参入分野において継続的にコスト割れの料金で、商品・サービスを提供し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、原則として独占禁止法上の問題(不当廉売)が生じるものと考えられる。

したがって、不当廉売が行われているかどうかは、すべての部門の収支を一括して計算すると明確にならないので、独占分野とそれ以外の分野について、適切な会計分離が行われる必要があると考えられる。

なお、例えば、電気通信事業分野においては、価格競争が相当程度行われているため、他事業分野からの新規参入者は当初大幅な赤字が生じやすいと考えられるが、価格設定がコスト割れであっても、電気通信事業分野の他の事業者の事業活動が困難となるおそれがない場合又は他の事業者を市場から排除することにならない場合には、原則として独占禁止法上の問題は生じないものと考えられる。

(注) 海外で、制度上、独占が認められた市場の収益を競争市場において活用する内部補助が問題とされた事例としてE C委員会でのドイツポスト事件(2001年3月)がある。

この事件では、ドイツポストは法的に独占が認められた市場(郵便市場)における収益の内部補助によって競争市場(業務用小包市場)で略奪的価格設定を行っていたと認定され支配的地位の濫用行為としてE C条約82条違反とされた。

### (3) 独占分野の営業基盤を活用した他の事業分野での営業活動等

公益事業分野において独占力を有する事業者が、参入した他の事業分野において独占力を有する事業分野の営業基盤を活用することが、独占禁止法上問題となるかがここでの論点となる。

一般的に独占力を有する事業者が、独占分野の営業人員等の営業基盤を、他の事業分野で活用すること自体は独占禁止法上問題はないと考えられるが、その営業基盤が過去において制度上独占が保証されていたものに基づく場合は、一定の限定が必要になってくるのではないかと考えられる。総務省の許可に当たっての条件は、このような考え方にに基づき独占分野の営業基盤を活用することを認めつつ、競争者にも合理的な条件で使用させるべきであるという立場にあると考えられる。

しかしながら、営業基盤は通常ボトルネック性を有しないものと考えられること、公益事業分野においては、それぞれ独占的な地位にある有力事業者が存在し、既存事業者も有力な営業基盤を有していること等を踏まえると、必ずしも、独占分野の営業基盤について自由に活用することが、直ちに独占禁止法上問題になるとは考えにくい。ただし、個別のケースで、その利用を拒絶することや排他的利用等が、公正競争阻害性を有している場合には、不公正な取引方法の取引拒絶等に該当することもあり得るものと考えられる。

また、実際の競争の状況を見ると、電気・ガス・電気通信事業分野においては、既存の電力会社、ガス会社、N T T東西がそれぞれ多くの営業人員等の営業基盤を有しているほか、それぞれの分野における参入者の市場シェアが低い状況にある。したがって、競争政策の観点からは、新規参入した事業者がその営業人員等の活用を自由に行い、競争が活発化することが望ましいと考えられ、また、競争

を阻害する行為があれば、事後的に当該行為を排除することで対応できるものと考えられる。

#### (4) 独占分野における購買力を活用した他の事業分野における営業活動等

公益事業分野のある分野において独占力を有する事業者が、他の事業分野において、独占分野における資材等の購買先に対して、単に自己のサービスの購入を要請すること自体は、独占禁止法上問題となることはないが、独占分野の購買力を活用して他の分野におけるサービスの購入を事実上余儀なくさせる場合には、不公正な取引方法の取引強制あるいは拘束条件付取引として独占禁止法上問題となる。

(注) 「適正な電力取引についての指針」には独占分野における購買力の活用について次のように記述されており、購買力を活用して需要家に対して新規参入者との取引を断念させたりした場合は独占禁止法上問題となるおそれがあるとしている。

##### (物品購入・役務取引の停止)

電力会社が、物品・役務について継続的な取引関係にある需要家(例えば、発電設備、送電設備等電気事業に不可欠なインフラ設備の販売事業者)に対して、新規参入者から電力の供給を受け、又は新規参入者に対して余剰電力を供給するならば、当該物品の購入や役務の取引を打ち切る若しくは打ち切りを示唆すること、又は購入数量等を削減する若しくはそのような削減を示唆することは、当該需要家が新規参入者との取引を断念せざるを得なくさせるものであることから、独占禁止法上違法となるおそれがある(排他条件付取引等)。

また、電力会社が、物品の購入や役務の取引について継続的な取引関係にある事業者であって、新規参入者に影響力を有する者(例えば、新規参入者と資本関係を有する者、新規参入者と取引している金融機関等)に対して、物品の購入や役務の取引を打ち切り、又は購入数量を削減すること又は削減することを示唆することにより、新規参入者に影響力を有する者を通じて、新規参入者の事業活動を拘束することも独占禁止法上違法となるおそれがある(取引妨害等)。

#### (5) 独占分野で取得した情報の他の事業分野での利用

一般的に、事業者がある部門の情報を他の部門に利用することは、個人情報保護の観点からは別にして、直ちに独占禁止法上問題となることはないと考えられる。ただし、制度上独占となっている部門の情報について、他部門に利用することは、競争者が利用できない情報であることから、その利用によって競争制限効果を持

つ場合には独占禁止法上問題となる可能性が高い。

この考え方は、「適正な電力取引についての指針」において、電力会社がネットワーク部門で得た情報を他の部門の事業活動に利用することは、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上問題となるおそれがあるとしている（取引妨害等）。

また、各事業法においても、ネットワーク設備を保有している公益事業分野の既存事業者が、ネットワーク部門の情報を営業部門で活用することについては、情報の目的外利用として禁止されている。

なお、電力会社が本体で電気通信事業に参入する際に付された条件においては「電気通信事業部門と電柱等貸与部門を含む電気事業部門との間において、組織、執務室の場所の分離、顧客データベースの管理等ファイアウォールについて具体的措置を講じ、その内容を速やかに報告した上で、その概要を公表すること」とされており、いわゆるボトルネック的性格を有する電柱等の貸与部門を含めた電気事業全般について、電気通信事業部門との分離を組織的、物理的に求めている。

#### 4 今後の対応

公益事業分野については、競争状況が日々変化していること、あるいは、自由化されて間もないことなどを踏まえると、今後とも競争の実態をよく見極めた上、独占禁止法違反となる行為類型を考えていく必要がある。特に相互参入については、元来、既存事業者として独占的地位にあった市場と新規参入した市場の双方について競争実態の把握に努め、独占禁止法上の考え方の明確化を図ることにより、公正かつ自由な競争の促進に努めてまいりたい。